

委員および一般からのご意見

①委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘(2005/10/18～2005/12/06)

委員からの意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘(2005/10/18～2005/12/06)

No.	発言者 所属等	受取日	内容
674	酒井隆氏	05/12/6	桂川流域シンポジウムに関する新聞記事が寄せられました。別紙674-1をご参照下さい。
673	関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫氏	05/12/2	「(丹生ダム・渇水対策容量)「断水」は維持流量カットで回避できることの論証」が寄せられました。別紙673-1をご参照下さい。
672	関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫氏	05/11/28	「(丹生ダム・渇水対策容量)「断水」の根拠を具体的に示せない河川管理者」が寄せられました。別紙672-1をご参照下さい。
671	関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫氏	05/11/28	「(丹生ダム・渇水対策容量) 4ヶ月続いた大川維持流量20m ³ /sカット」が寄せられました。別紙671-1をご参照下さい。
670	山岡久和氏	05/11/10	「塔の島地区1,500m ³ /s放流についての意見書」が寄せられました。別紙670-1をご参照下さい。
669	山岡久和氏	05/11/04	「天ヶ瀬ダム再開発に伴う資料等について質問」が寄せられました。別紙669-1をご参照下さい。
668	酒井隆氏	05/11/04	低周波公害に関する資料が寄せられました。別紙668-1をご参照下さい。
667	小原善弘氏	05/11/03	「川上ダム建設計画の規模変更についての提案」が寄せられました。別紙667-1をご参照下さい。
666	稲岡真治氏	05/10/20	「川上ダム本体工事早期着手の要望」が寄せられました。別紙666-1をご参照下さい。
665	佐治行雄氏	05/10/20	「川上ダムの早期着工について」が寄せられました。別紙665-1をご参照下さい。
664	川上正彰氏	05/10/19	「川上ダム建設に対する意見書」が寄せられました。別紙664-1をご参照下さい。
663	川合敏夫氏	05/10/19	「川上ダムに関する意見書」が寄せられました。別紙663-1をご参照下さい。
662	山中義行氏	05/10/19	「川上ダム早期の完成を」が寄せられました。別紙662-1をご参照下さい。
661	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	05/10/19	「それでも活断層は存在している！」が寄せられました。別紙661-1をご参照下さい。
660	重森茂一氏	05/10/18	「川上ダム本体工事早期着工」に関するご意見が寄せられました。別紙660-1をご参照下さい。
659	花岡和夫氏	05/10/18	「川上ダム本体工事早期着工」に関するご意見が寄せられました。別紙659-1をご参照下さい。

淀川水系流域委員会様

酒井 隆

淀川水系流域委員会の審議にとって、重要な新聞記事ですので、意見書として提出します。

桂川流域の 環境保護を

住民ら連携へ意見交換

亀岡でシンポ

水と人の暮らしのかかわりを見つめ直そうと、市民団体による「桂川流域シンポジウム」が三日、亀岡市余部町のガレリアかめおかで開かれた。地元をはじめ、京都市や大山崎町などで環境保護に取り組む人々が活動を報告し、流域連携に向けて意見を交換した。

市民団体「桂川流域ネットワーク」が主催し、これまでに上流域の京都市右京区京北、日吉町でも集会を開いてい



京区京北)が山林荒廃の現状を指摘。「落ち葉が山林を覆い、雨水の浸透を妨げている。地下水を運搬する保津川遊船企業組合の豊田知八さん(亀

岡市)が「美しい峡谷の風景も近年、上流でアウトドア活動を楽しむ人々のごみに悩まされている」と話し、ほかのパネリストたちも、流域住民が連携して水環境保全を進める必要性を訴えた。

京都新聞

(2/4(A) 朝刊27面

淀川水系流域委員会殿

(丹生ダム・渇水対策容量)

「断水」は維持流量カットで回避できることの論証

平成17年11月27日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

[要旨]

- 1) 国土交通省近畿地方整備局（以下、河川管理者と言う）は今年7月1日の発表において、丹生ダムに渇水対策容量を設ける目的を“既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせない”こととし、その根拠として「既往最大渇水時での琵琶湖水位シミュレーション」を提示した（→資料1-1、1-2）
- 2) しかしよく見れば、河川管理者がこのシミュレーションで示そうとしているのは“琵琶湖の最低水位が利用低水位を下回る”ことのみであり、肝腎の“断水が不可避である”ことについては何も論証していない。何故なら、たとえ湖水位が大きく低下し、淀川の流量が減少した場合でも、水需要（取水量）が併行して減少すれば、水道事業者が断水を実施することは無いからである。河川管理者は（資料1-1）において“渇水時においても琵琶湖利用低水位（BSL-1.50m）を下回らないように努め、それを下回る場合には、断水を含む大幅な取水制限が必要”としているが、このシミュレーションにおいて湖水位が利用低水位に接近し、或いはこれを下回るのは10月から翌年2月までであり、これは水需要の減少する時期に当る。
- 3) そこで私達は河川管理者に質問書を提出し、淀川下流部の上水総取水量の9割以上を占め、実質上、大阪府全域と阪神地区の上水を支配する大阪府営水道・大阪市営水道・阪神水道の3事業者において、このシミュレーションの前提条件の場合に「断水」が不可避であることを、具体的な数字と共に示すよう求めたが、これに対する河川管理者の回答は単に文章を記述しただけのもので、何ら定量的な根拠を明らかにするものでは無かった。因みに河川管理者の回答書の要旨は次のようなものであった。

“琵琶湖水位が利用低水位を下回るようなことになれば、国土交通大臣が20%を超える取水制限を発動することになるだろうから、断水に至る可能性がある”
- 4) この回答に納得出来ない私達は、独自の調査に基づきこのシミュレーションを「断水」の角度から検討した結果、「大川の維持流量を長期間に渡って20 m³/s カットしても大きな問題が起きないことは、昭和59年～60年渇水の実績で明らかであるから、取水制限の方は20%を維持し、大川維持流量カットの方をこのシミュレーションよりも増やして20 m³/s とすれば、上記の3事業者の取水実績値からして、断水を実施

ます。因みにこの3事業者の水源は現在のところ全て淀川です。

c) 断水が不可避かどうかの検証

〔要旨〕2)でも述べましたように、河川管理者は渇水対策容量の必要な理由を次のように述べています。

“渇水時においても琵琶湖利用低水位（BSL-1.50m）を下回らないように努め、

それを下回る場合には、断水を含む大幅な取水制限が必要”

しかし河川管理者は私達の質問書への回答において、断水が不可避であることを定量的に説明することが出来ませんでした（→意見書「断水の根拠を具体的に示せない河川管理者」）。そこで私達は河川管理者のシミュレーションの場合に、大阪府営水道・大阪市営水道・阪神水道の3事業者において、果たして断水が起きるのかどうかについて、平成13年度の取水実績データを基に検討してみました。以下はその詳細です。

c-1) 平成13年度の実績取水量

3事業者の資料によれば、琵琶湖水位が利用低水位に接近またはこれを下回る10月から2月までについて、3事業者それぞれの平成13年度「月別1日最大取水量」の実績値は別紙の通りです（→資料2）

他方、河川管理者のシミュレーションでは、「節水」と称して平成13年度の「実績最大取水量」（つまり平成13年度365日の中での1日最大取水量）を10%カットした値を設定し、湖水位がBSL-110cm以下の場合、この設定値の-20%を取水制限しているため、実質上“28%の取水制限に相当”するとしています（→資料1-2）。つまり

$$\begin{aligned} (H13 \text{ 実績最大取水量} \times 0.9) \times 0.8 &= H13 \text{ 実績最大取水量} \times 0.72 \\ &= H13 \text{ 実績最大取水量} \times (1-0.28) \end{aligned}$$

という訳です。

では平成13年度の3事業者の実績最大取水量は幾らだったのでしょうか。それぞれの資料によれば次の通りです（→資料3, 4, 5）。

[実績最大取水量]			[許容取水量]
大阪府営水道	2,150,560m ³	(発生日 7/25)	×0.72= 1,548,403m ³
大阪市営水道	1,801,400m ³	(" 7/26)	×0.72= 1,297,008m ³
阪神水道	989,600m ³	(" 7/31)	×0.72= 712,512m ³
			(合計) <u>3,557,923m³</u>

右端には実績最大取水量の28%引き（つまり0.72掛け）の値も示して置きました。つまり3事業者が許される取水量の限度（いわば許容取水量）がこの値ということです。

さて、3事業者それぞれについてこの許容取水量と（資料2）の「月別1日最大取水量」とを比べますと、実は全ての事業者の全ての月で後者が前者を上回っていることが分りま

す。即ち、昭和14年～16年の河川流況で28%の取水制限を実施すれば、3事業者とも10月から2月の各月の最大取水日には水量不足を来たすることになります。

もっとも平成13年度の場合、水道事業者は市民に特段の節水要請をしていませんから、もしこれを行っておれば月別1日最大取水量の値がある程度下がったと考えられますが、その場合でも何らかの水使用の制限（断水まで必要かどうかは兎も角も、減圧給水などの制限措置）の実施に迫られる可能性は否定出来ないでしょう。

c-2) 大川維持流量カットを20 m³/s にすれば問題は解決

以上の議論では維持流量については河川管理者の設定通り、つまり「維持流量の放流制限」（以下、維持流量カットと言う）は20%でした。淀川の維持流量は大川60 m³/s、神崎川10 m³/s が規準ですから、20%カットは大川12 m³/s、神崎川2 m³/s のカットに相当します。しかしここで思い起こして頂きたいのは私達の意見書「4ヶ月続いた大川維持流量20 m³/s カット」でして、少なくとも大川については、20 m³/s 以上のカットを長期間に渡ってほぼ連続的に実施しても大きな問題が起きないことが、昭和59年～60年渇水で証明されているのですから、神崎川は2 m³/s のまま据え置くとしても、大川についてはカット量を12 m³/s から20 m³/s（33%カットに相当）に8 m³/s 増量することは可能であり、これは日量にして約69万 m³ に相当する大きな水量増加ですから（8 m³/s × 86,400 s/d = 691,200 m³/d）、これを3事業者が上水の新たな水源として取水することが出来るとなれば、話は大きく違って来ます。

前述のc-1)において3事業者の許容取水量の（合計）が3,557,923 m³であることを示して置きましたが、これにこの増加水量を加えれば

$$3,557,923 \text{ m}^3 + 691,200 \text{ m}^3 = 4,249,123 \text{ m}^3 \cdots (A)$$

他方、（資料2）で示しているように、10月から2月までの「月別1日最大取水量」の3事業者の単純合計値は次の通りです。（因みに、最大取水量の発生日が3事業者の間で異なるため、真の合計値はこれより小さくなる）

	[単純合計値]・・(B)	(A-B)
10月	4,101,990 m ³	147,133 m ³
11月	4,018,500 m ³	230,623 m ³
12月	4,029,060 m ³	220,063 m ³
1月	3,898,410 m ³	350,713 m ³
2月	3,888,740 m ³	360,383 m ³

これらの値と上記(A)の値とを比べれば、5ヶ月全てにおいて(A)の方が大きいことが分ります。つまり大川維持流量カットを20 m³/s に増量すれば、3事業者全体としては余裕が出来、取水量について相互の微調整を行えば、3事業者とも平成13年の「月別1日最大取水量」そのままの取水が可能となります。つまり断水はもとより減圧給水も不要、市民への節水要請もしなくて良い訳です。

d) 維持流量カットは下流部の責務

以上のことから、河川管理者の言う「既往最大規模の渇水」において断水を回避するには、大川維持流量のカットを20 m³/sに増量すれば済むことであり、丹生ダムに渇水対策容量を設けたり、或いは周辺地域の治水リスクを犯してまで琵琶湖に4050万 m³の水量を貯留したりする必要の無いことは明らかです。大川維持流量のカットこそが断水回避の切り札です。

思えば、淀川下流部が異常渇水という非常事態への対応を上流部（滋賀県）にのみ依存するのではなく、「取水制限」と並んで「維持流量カット」を最大限に有効活用することは、下流部の上流部への当然の責務ではないでしょうか。

尚、上記の議論では神崎川の維持流量カットは20%（2 m³/s）に据え置いています、大川同様、神崎川にも上水の取水施設は無いため、これを大川と同レベル（33%＝3.3 m³/s）に引き上げることが可能なこと、或いは今後の人口減少や高齢化により水需要の減少が予想されることなどを考慮すれば、異常渇水時の淀川下流部の余裕は更に大きなものとなることを付言して置きます。

（以上）

(2) 異常渇水対策等〔調査検討項目 1)、2)に相当〕

目的

① 既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせないためには、渇水対策容量の確保が必要です。渇水対策容量を確保しない場合には、日頃から節水を実施したとしても、琵琶湖の大幅な水位低下を招く結果になります。

- ② 既往最大渇水時において、社会への影響が大きい断水を回避することを方針とします。
- ③ また、渇水時においても琵琶湖利用低水位(B.S.L. - 1.50m)を下回らないように努め、それを下回る場合には、断水を含む大幅な取水制限が必要となります。
- ・ 既往最大渇水時を対象として、現況の水資源開発施設でシミュレーションを行ったところ、取水制限や節水、維持流量放流制限を試みても琵琶湖利用低水位 (B.S.L. - 1.50m) を下回る結果となり、断水を含む大幅な取水制限が必要となります。(図 1 2)。
- ・ このため渇水対策容量の確保が必要です。

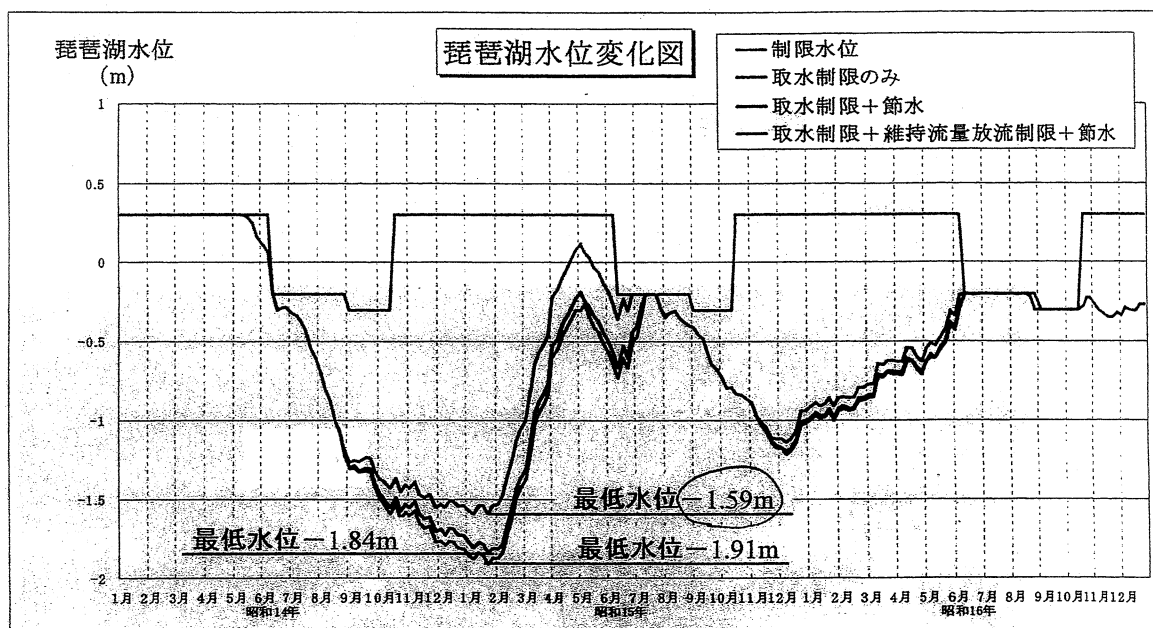


図 1 2 既往最大渇水時での琵琶湖水位シミュレーション

【検討条件】

- ④ 河川流況は既往最大渇水である昭和 14 年～16 年
 - ・ 水資源開発施設は、現況既存施設
 - ⑤ 上工水取水量は、平成 13 年の実績取水量(月別平均値)
 - ・ 農水取水量は、現況水利権の 1/2
 - ・ 取水制限時は、実績取水量と取水制限後取水可能量の小さい方を採用。
 - ・ 下流維持流量は 70m³/s (神崎川 10m³/s、大川 60m³/s 通年フラッシュ)
 - ・ 琵琶湖管理水位は現操作規則に準拠
- (常時満水位 + 30cm, 第 1 期洪水期制限水位 - 20cm, 第 2 期洪水期制限水位 - 30cm)
- ・ 取水制限、節水等に関する条件は表 9 に準拠。

表 9 計算ケース

	琵琶湖水位に対する 取水制限率		琵琶湖水位に対する 維持流量の放流制限率	
	B.S.L. - 90cm 以下	B.S.L. - 110cm 以下	B.S.L. - 90cm 以下	B.S.L. - 110cm 以下
取水制限のみ	- 10%	- 20%	なし	なし
取水制限 + 節水(※)	- 10%	- 20%	なし	なし
取水制限 + 節水(※) + 維持流量放流制限	- 10%	- 20%	- 10%	- 20%

(※)節水の取り扱い

節水により最大取水量が 1 割抑制されたものと仮定し、その抑制後の最大取水量に対して取水制限を実施しています。

節水による抑制後の最大取水量 ①	H13 実績最大取水量 × 0.9
10% 取水制限	① × 0.9 = (H13 実績最大取水量 × 0.9) × 0.9 (H13 実績取水量に対しては 19% の取水制限に相当)
20% 取水制限	① × 0.8 = (H13 実績最大取水量 × 0.9) × 0.8 (H13 実績取水量に対しては 28% の取水制限に相当)

[資料 2]

月別 1 日最大取水量 (平成 13 年度)

	大阪府営水道	大阪市営水道	阪神水道	3 事業体単純合計
10 月	1,701,390m ³ (10/3)	1,575,100m ³ (10/11)	825,500m ³ (10/19)	4,101,990m ³
11 月	1,691,400 (11/7)	1,534,600 (11/13)	792,500 (11/15)	4,018,500
12 月	1,732,860 (12/29)	1,500,600 (12/27)	795,600 (12/28)	4,029,060
1 月	1,635,010 (1/25)	1,485,100 (1/23)	778,300 (1/17)	3,898,410
2 月	1,627,840 (2/14)	1,463,400 (2/19)	797,500 (2/7)	3,888,740

※ () 内は最大取水量が発生した月日

[出典] ・大阪府水道部統計年報 (H13 年度版)

・大阪市水道局事業年報 (")

・ (H13 年度) 4 市自己水源及び阪神水道実績給水量一覧 (取水量とも)

(大阪府営水道)
673 関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫氏

(イ) 1日最大取水量

(単位: m³)

区 分 月 別	磯島取水場	庭窪取水場	一津屋取水場	1日最大取水量
13年 3月	(14) 1,362,900	(29) 89,200	(7) 249,320	(14) 1,659,800
4月	(11) 1,376,800	(26) 93,900	(17) 255,480	(23) 1,720,140
5月	(20) 1,432,200	(1) 91,300	(25) 274,080	(20) 1,791,810
6月	(25) 1,559,200	(19, 25) 89,800	(26) 281,150	(25) 1,929,450
7月	(25) 1,801,900	(24, 30) 92,200	(14) 312,570	(25) ⊗ 2,150,560
8月	(1) 1,582,200	(10) 90,900	(5) 272,690	(1) 1,936,710
9月	(5) 1,418,400	(2) 92,200	(27) 265,110	(5) 1,769,610
10月	(3) 1,359,100	(15) 90,900	(11) 258,470	(3) ※ 1,701,390
11月	(15) 1,368,800	(8) 90,800	(21) 247,810	(7) ※ 1,691,400
12月	(29) 1,400,000	(29) 88,700	(28) 245,410	(29) ※ 1,732,860
14年 1月	(25) 1,337,400	(28) 89,600	(22) 233,240	(25) ※ 1,635,010
2月	(25) 1,316,300	(14) 87,500	(24) 232,550	(14) ※ 1,627,840

(注) () 内数字は最大水量日

出典: 大阪府水道部統計年報 (H13年度版)

(大阪市営水道)

[資料4]

(i) 月別取水量

(単位: m³)

種別 月	各 月 合 計	1 日 最 大		1 日 最 小		1 日 平 均
		日	水 量	日	水 量	
13. 4	43,016,300	19	1,523,800	29	1,247,100	1,433,877
5	45,257,800	25	1,554,800	5	1,256,300	1,459,929
6	46,045,100	28	1,746,800	23	1,389,500	1,534,937
7	51,195,100	26	⊗ 1,801,400	1	1,513,600	1,651,455
8	48,974,000	2	1,760,700	26	1,416,400	1,579,806
9	45,320,300	5	1,724,600	30	1,343,800	1,510,677
10	45,705,200	11	※ 1,575,100	21	1,330,800	1,474,361
11	43,275,000	13	※ 1,534,600	3	1,289,300	1,442,500
12	44,482,500	27	※ 1,500,600	23	1,366,200	1,434,919
14. 1	42,059,000	23	※ 1,485,100	1	1,090,300	1,356,742
2	38,646,900	19	※ 1,463,400	17	1,273,800	1,380,246
3	43,027,800	28	1,458,800	21	1,300,100	1,388,226
年 間	537,005,000	7/26	⊗ 1,801,400	1/1	1,090,300	1,471,247

出典: 大阪市水道局事業年報 (H13年度版)

(阪神水道) (取水量) 6

平成13年度
4市自己水源及び阪神水道実績給水量

月別	市別	戸別		市計		尾	崎		市計		西	宮		市計		芦	屋		市計		4	自己	市計	計	(取水水量)
		自己	販水	自己	販水		自己	販水	自己	販水		自己	販水	自己	販水		自己	販水	自己	販水					
3月	月間合計	2,698,430	14,558,410	17,256,840	570,700	5,010,600	5,581,300	2,070,610	3,061,460	5,132,070	898,211	95,671	802,540	898,211	5,435,411	23,433,010	28,868,421	24,102,300	28,868,421	23,433,010	28,868,421	24,102,300	28,868,421	24,102,300	28,868,421
	日平均	87,046	469,626	556,672	18,410	161,632	180,042	66,794	98,757	165,551	28,975	3,086	25,888	28,975	175,336	755,904	931,239	777,494	931,239	755,904	931,239	777,494	931,239	777,494	
	最大日	18	14	14	11	22	14	8	18	26	22	20	24	24	18	8	14	19	14	18	8	14	19	14	19
	日最大	114,080	504,160	577,420	20,500	168,200	186,000	70,570	105,270	170,610	30,493	4,544	26,930	30,493	206,893	795,990	961,812	836,000	961,812	795,990	961,812	836,000	961,812	836,000	
4月	月間合計	2,614,960	14,181,670	16,796,630	544,100	4,998,700	5,542,800	1,750,090	2,927,050	4,677,140	98,803	803,500	902,303	902,303	5,007,953	22,910,920	27,918,873	23,414,300	27,918,873	22,910,920	27,918,873	23,414,300	27,918,873	23,414,300	
	日平均	87,165	472,722	559,888	18,137	166,623	184,760	58,336	97,568	155,905	32,932	26,783	30,077	32,932	166,932	763,697	930,629	780,477	930,629	763,697	930,629	780,477	930,629	780,477	
	最大日	30	11	19	2	19	19	10	18	26	22	20	24	24	18	8	14	19	14	18	8	14	19	14	
	日最大	119,050	505,160	593,230	19,900	175,900	195,000	62,150	104,130	164,580	32,173	4,643	28,320	32,173	201,848	808,630	984,098	857,200	984,098	808,630	984,098	857,200	984,098	857,200	
5月	月間合計	3,317,690	14,038,350	17,356,040	558,700	5,227,100	5,785,800	1,772,670	3,137,600	4,910,270	101,836	841,200	943,036	943,036	5,750,896	23,244,250	28,995,146	24,133,400	28,995,146	23,244,250	28,995,146	24,133,400	28,995,146	24,133,400	
	日平均	107,022	452,850	559,872	18,023	168,616	186,639	57,183	101,213	158,396	30,421	27,135	30,421	30,421	185,513	749,815	935,327	778,497	935,327	749,815	935,327	778,497	935,327	778,497	
	最大日	19	7	28	30	28	28	6	29	44	26	6	13	7	29	25	25	25	29	25	29	25	25	25	
	日最大	130,320	495,780	597,380	19,700	178,800	197,200	61,430	110,330	165,690	32,667	4,637	28,810	32,667	211,358	799,690	979,487	840,400	979,487	799,690	979,487	840,400	979,487	840,400	
6月	月間合計	3,432,400	13,887,550	17,319,950	567,400	5,276,700	5,844,100	1,711,430	3,223,630	4,935,060	112,014	817,780	929,794	929,794	5,823,244	23,205,660	29,028,904	23,925,900	29,028,904	23,205,660	29,028,904	23,925,900	29,028,904	23,925,900	
	日平均	114,413	462,918	577,332	18,913	175,890	194,803	57,048	107,454	164,502	37,34	27,259	30,993	30,993	194,108	773,522	967,630	797,530	967,630	773,522	967,630	797,530	967,630	797,530	
	最大日	28	29	26	4	26	26	26	4	26	26	24	9	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	
	日最大	135,680	519,830	630,370	30,400	194,100	212,200	61,980	115,810	177,100	33,120	4,872	29,290	33,120	219,696	850,780	1,052,790	876,200	1,052,790	850,780	1,052,790	876,200	1,052,790	876,200	
7月	月間合計	3,341,840	16,027,710	19,369,550	677,600	5,785,100	6,462,700	1,913,380	3,570,530	5,483,910	103,632	851,680	959,312	959,312	6,117,492	26,235,020	32,352,512	26,452,700	32,352,512	26,235,020	32,352,512	26,452,700	32,352,512	26,452,700	
	日平均	107,801	517,023	624,824	21,858	186,616	208,474	61,722	115,178	176,900	33,431	27,474	31,946	31,946	197,338	846,291	1,043,629	853,313	1,043,629	846,291	1,043,629	853,313	1,043,629	853,313	
	最大日	11	31	24	18	23	23	24	31	44	26	9	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	
	日最大	131,350	596,800	659,750	43,000	198,200	218,600	66,800	130,460	186,600	37,617	7,154	32,240	37,617	219,309	954,700	1,099,803	999,600	1,099,803	954,700	1,099,803	999,600	1,099,803	999,600	
8月	月間合計	3,451,040	15,297,450	18,748,490	699,800	5,519,200	6,219,000	1,936,780	3,292,400	5,228,820	157,840	855,970	1,013,810	1,013,810	6,245,460	24,964,660	31,210,120	25,179,000	31,210,120	24,964,660	31,210,120	25,179,000	31,210,120	25,179,000	
	日平均	111,324	493,466	604,790	22,574	178,039	200,613	62,477	106,195	168,672	32,704	27,612	32,704	32,704	201,466	805,312	1,006,778	812,226	1,006,778	805,312	1,006,778	812,226	1,006,778	812,226	
	最大日	4	1	1	9	1	1	1	24	1	1	5	1	1	9	1	1	1	1	9	1	1	1	1	
	日最大	140,470	556,600	652,390	60,500	194,200	214,600	64,580	123,510	184,590	36,486	5,819	31,340	36,486	235,962	905,650	1,088,066	907,800	1,088,066	905,650	1,088,066	907,800	1,088,066	907,800	
9月	月間合計	3,212,830	13,970,970	17,183,800	625,100	5,149,900	5,775,000	1,926,890	2,924,310	4,851,700	154,564	803,820	958,384	958,384	5,919,364	22,849,000	28,768,384	22,830,600	28,768,384	22,849,000	28,768,384	22,830,600	28,768,384	22,830,600	
	日平均	107,094	465,699	572,793	20,837	171,663	192,500	64,230	97,477	161,707	51,52	26,794	31,946	31,946	197,313	761,633	958,946	761,020	958,946	761,633	958,946	761,020	958,946	761,020	
	最大日	2	18	18	6	4	5	22	12	18	2	8	8	8	2	2	2	5	2	2	2	5	2	5	
	日最大	131,120	491,000	597,400	41,200	181,100	205,500	68,490	109,170	168,920	33,871	5,986	28,740	33,871	221,186	801,610	1,002,067	801,600	1,002,067	801,610	1,002,067	801,600	1,002,067	801,600	
10月	月間合計	3,268,140	14,207,680	17,475,820	580,300	5,252,600	5,832,900	1,974,860	2,966,310	4,961,170	132,666	846,160	978,846	978,846	5,955,966	23,292,750	29,248,736	23,147,600	29,248,736	23,292,750	29,248,736	23,147,600	29,248,736	23,147,600	
	日平均	105,424	458,312	563,736	18,719	169,439	188,158	63,705	96,333	160,038	42,80	27,295	31,576	31,576	192,129	751,379	943,508	746,697	943,508	751,379	943,508	746,697	943,508	746,697	
	最大日	8	19	3	18	3	3	14	11	11	1	1	19	20	8	19	3	19	8	19	3	19	3	19	
	日最大	131,070	486,260	585,030	30,900	177,100	196,300	67,920	102,140	167,650	33,330	5,255	29,110	33,330	221,641	788,400	979,687	825,500	979,687	788,400	979,687	825,500	979,687	825,500	
11月	月間合計	2,637,390	14,067,110	16,704,500	561,700	5,004,000	5,565,700	1,980,650	2,764,400	4,745,050	117,129	808,100	925,229	925,229	5,296,869	22,643,610	27,940,479	22,670,500	27,940,479	22,643,610	27,940,479	22,670,500	27,940,479	22,670,500	
	日平均	87,913	468,904	556,817	18,723	166,800	185,523	66,022	92,147	158,168	30,841	26,937	30,841	30,841	176,562	754,787	931,349	755,693	931,349	754,787	931,349	755,693	931,349	755,693	
	最大日	4	26	21	8	7	7	27	7	7	20	27	4	4	4	15	20	15	20	15	20	15	20	15	
	日最大	123,110	504,340	575,060	23,800	172,400	192,600	75,740	102,020	163,200	33,548	4,868	29,140	33,548	208,738	794,810	958,255	792,500	958,255	794,810	958,255	792,500	958,255	792,500	
12月	月間合計	3,153,940	14,568,800	17,727,470	568,600	5,197,100	5,765,700	2,185,590	2,747,710	4,933,300	116,568	840,880	957,448	957,448	6,024,698	23,354,490	29,379,188	23,300,300	29,379,188	23,354,490	29,379,188	23,300,300	29,379,188	23,300,300	
	日平均	98,471	453,847	551,895	17,603	160,806	178,410	60,992	91,425	152,417	3,419	26,587	30,006	30,006	180,062	732,666	912,728	731,748	912,728	732,666	912,728	731,748	912,728	731,748	
	最大日	12	17	24	22	10	10	14	14	28	14	27	6	6	12	12	17	17	12	12	17	17	12	17	
	日最大	124,520	478,960	576,370	19,400	168,700	187,800	69,370	101,640	161,400	42,73	27,820	31,860	31,860	212,940	769,540	951,394	778,300	951,394	769,540	951,394	778,300	951,394	778,300	
1月	月間合計	2,330,490	12,918,420	15,448,910	503,000	4,519,800	5,022,800	1,466,930	2,876,620	4,343,550	109,214	734,930	844,144	844,144	4,609,634	21,049,770	25,659,404	21,151,300	25,659,404	21,049,770	25,659,404	21,151,300	25,659,404	21,151,300	
	日平均	90,375	461,372	551,747	17,964	161,421	179,386	52,390	102,736	155,127	3,901	26,248	30,148	30,148	0	751,778	916,407	755,404	916,407	751,778	916,407	755,404	916,407	755,404	
	最大日	23	6	6	21	6	6	26	6	23	24	16	24	24	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	日最大	126,920	487,100	568,160	19,500	168,500	186,600	63,710	108,750	160,400	5,192	27,010	31,402	31,402	202,296	790,970	945,857	797,500	945,857	790,970	945,857	797,500	945,857	797,500	
2月	月間合計	3,698,620	17,179,380	20,489,000	7,002,700	61,925,800	68,928,500	22,580,300	36,345,840	58,926,470	1,486,984	9,830,770	11,317,754	11,317,754	67,768,994	219,895,790	347,664,724	282,992							

淀川の水利権 (万³/日)

(水利権)(取水) (最大)(未使用)		1007	724	282
総計	上水計	648	532	117
大阪府*	大阪府*	223	204	19
大阪市*	大阪市*	268	197	70
守口市	守口市	6	6	0
枚方市	枚方市	13	13	0
寝屋川市	寝屋川市	1	1	0
吹田市	吹田市	3	3	0
西宮市	西宮市	1	1	0
阪神水道*	阪神水道*	119	95	25
尼崎市	尼崎市	9	6	2
伊丹市	伊丹市	5	5	0
工業用水計	工業用水計	213	113	100
大阪府	大阪府	84	52	32
大阪市	大阪市	31	15	16
大阪臨海	大阪臨海	16	7	9
神戸市	神戸市	11	8	3
尼崎市	尼崎市	28	16	10
西宮市	西宮市	5	4	1
伊丹市	伊丹市	4	4	1
私企業	私企業	36	6	30
農業用水計	農業用水計	145	80	65

(注)建設省のデータなども
とに作成。上、工水の取水量
は97年度、農業用水は98年度
で、コンマ以下は四捨五入。

※ 大阪府・大阪市・阪神水道の3者だけで
水利権、最大取水量ともに「上水」(水道)
全体の90%以上を占める

朝日新聞
(H11.10.17)

淀川水系流域委員会
第4回水利部会検討会 (H15.8.2)
第7回淀川部会検討会 (H15.8.2)
資料2-3-1

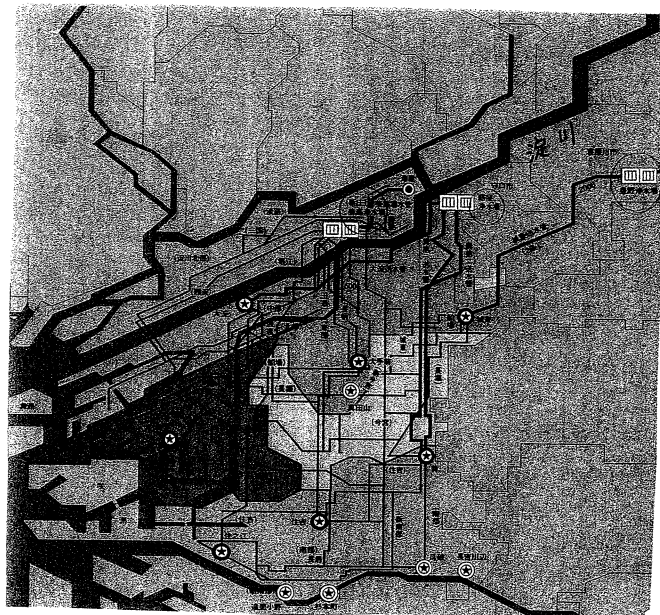
[淀川(下流)]

水利使用者名	水利使用の名称	水利権量 (単位)		実取水量:1年間の内で1日あたり最大取水量 (単位:m3/日)			
		(m3/s)	(m3/日)	H5~H14(10年間)で最大 取水量	H5~H14(10年間)の各年最大の平均 取水量	権量との差 ③=①-②	権量との差 ⑤=①-④
阪神水道企業団	水道	13.818	※ 1,193,875	※ 999,130	※ 956,845	194,746	237,030
大阪市	水道	30.976	※ 2,676,326	※ 1,972,598	※ 1,849,859	703,728	826,468
大阪府	水道	25.785	※ 2,227,824	※ 2,154,730	※ 2,021,440	73,094	206,384
枚方市	水道	1.505	130,032	130,032	130,032	0	0
守口市	水道	0.722	62,381	62,381	62,130	0	251
尼崎市	水道	0.996	86,054	77,501	67,375	8,554	18,680
伊丹市	水道	0.581	50,198	48,989	46,777	1,210	3,421
寝屋川市	水道	0.160	13,824	13,824	12,969	0	855
西宮市	水道	0.136	11,750	11,664	11,638	86	112
吹田市	水道	0.350	30,240	29,981	29,350	259	890

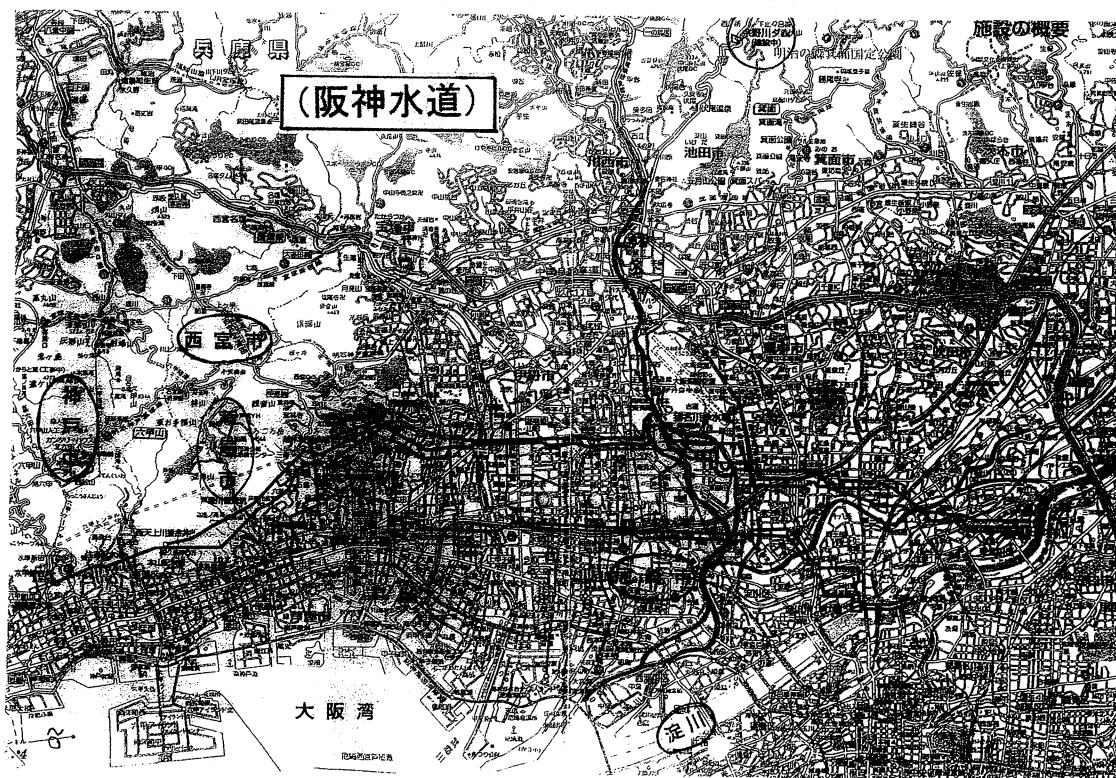
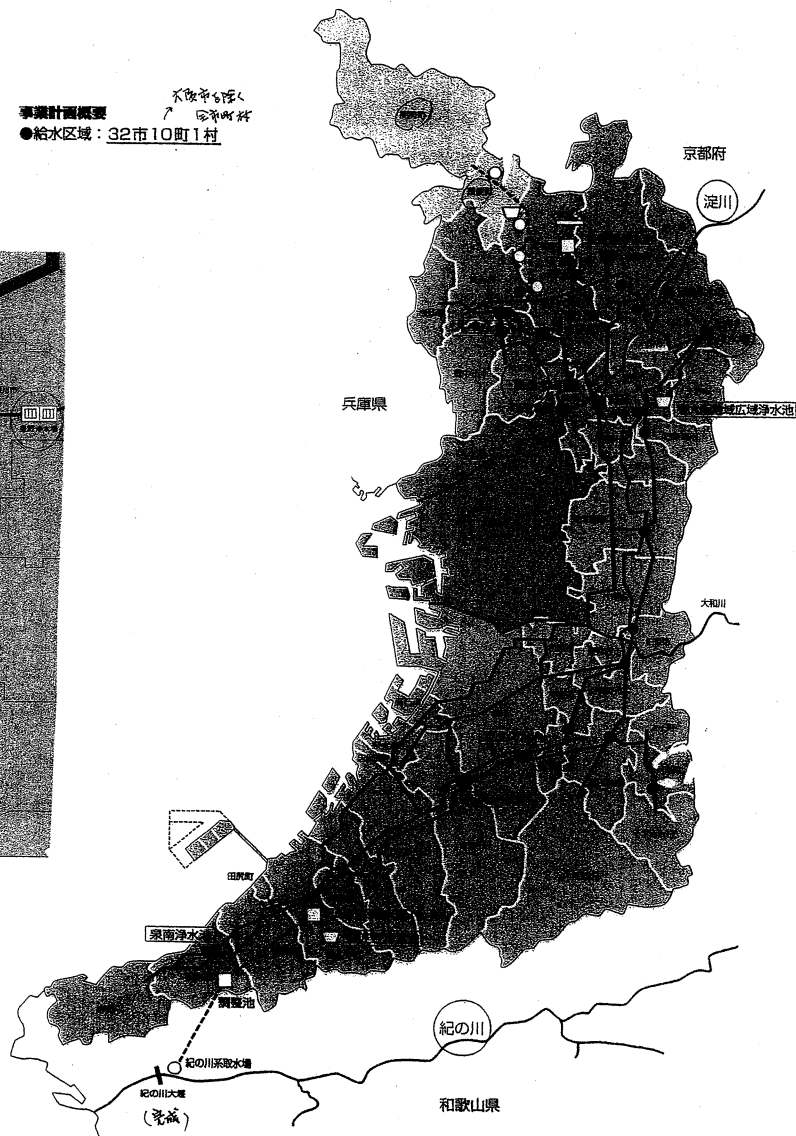
※※※

673 関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫氏
大阪府営水道の給水図

(大阪市営水道)



事業計画概要
●給水区域: 32市10町1村



淀川水系流域委員会殿

(丹生ダム・渇水対策容量)

「断水」の根拠を具体的に示せない河川管理者

平成 17 年 11 月 22 日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

今年 7 月 1 日の発表において国土交通省は、丹生ダムに約 2000 万 m^3 の渇水対策容量を設けることを目的を“既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせない”こととし、その根拠として渇水シミュレーションを提示しましたが、よく見ればこのシミュレーションでは琵琶湖水位が利用低水位を割り込むことが示されているだけであり、肝腎の「断水」が起きることが示されていないため、私達は近畿地方整備局に対して質問書を送り、このシミュレーションにおいて断水が不可避であることを具体的な数字と共に示すことを求めました(→資料 1)。

これに対し、このたび同局から当会に届いた回答は別紙の通りであり(→資料 2)、その内容は単に観念的な記述でしかなく、“具体的な数字”を示すこと求めた当会の要請を完全に無視する不合理なものでした。そして同局の回答の主旨を一言で言えば次の通りでしょう。

“琵琶湖水位が利用低水位を下回るようなことになれば、国土交通大臣が
20%を超える取水制限を発動することになるだろうから、断水に至る
可能性がある”

しかし果たしてそうでしょうか? 「取水制限の強化」以外に方法は無いのでしょうか?

→「維持流量カットの増強」という手段があるではありませんか。

上記シミュレーションでは最大 20% の維持流量カット(維持流量の放流制限)しか見ていません。これは神崎川で 2 m^3/s 、大川で 12 m^3/s のカットを意味していますが、私達の意見書「4 ヶ月続いた大川維持流量 20 m^3/s カット」で紹介しましたように、大川では昭和 59 年～60 年渇水の際に 20 m^3/s 以上のカットを、4 ヶ月に渡ってほぼ連続的に実施した前例があります。つまり大川でのカットを 12 m^3/s → 20 m^3/s に増量することは可能であり、このことで取水量を日量 70 万 m^3 も増やすことが出来るのですから、シミュレーションの前提条件にこれを導入すれば、取水制限は 20% のまま据え置きとすることが出来、断水問題は一挙に解決すると私達は考えています。(→ この点の詳細については、私達は別途意見書に纏め、近日中に貴委員会に提出するつもりです)

(以上)

国土交通省近畿地方整備局殿

(丹生ダム) 渇水対策容量についての質問

平成 17 年 11 月 6 日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

貴局は淀川水系流域委員会への提供資料（「丹生ダムの調査検討（とりまとめ）」・第 4 2 回委員会審議資料 1-6-1）において、丹生ダムの渇水対策容量の目的を“既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせない”こととし、その論拠として、昭和 14 年～16 年の河川流況に平成 13 年の実績取水量（月別平均値）を当て嵌めたシミュレーションを示されています。しかしここには琵琶湖最低水位が「利用低水位」（BSL-1.50m）を割り込むことが示されているだけであり、肝腎の「断水」が起きることは示されておりません。

申し上げるまでも無く水需要には季節変動があり、たとえ琵琶湖水位が大きく低下したとしても、必要取水量が相応に低減すれば、水道事業体が「断水」に踏み切る必要はありませんが、前述の資料にはこの点を明らかにするものが完全に欠落しています。

〔質問 1〕

このシミュレーションにおける最も厳しい条件、即ち琵琶湖水位が BSL-110cm を切った際に設定されている

- ・「取水制限」 -20% ・「節水」 H13 実績最大取水量×0.9
- ・「維持流量放流制限」 -20%

の条件の場合（つまり「最低水位-1.59m」の場合）に、淀川下流で圧倒的に大きな取水量を占める大阪府営水道・大阪市営水道・阪神水道の 3 事業体において「断水」が不可避であることを、具体的な数字と共にお示し下さい。

〔質問 2〕

これに対して、丹生ダムに渇水対策容量を確保することで琵琶湖に 4050 万 m³ の水量を貯留すれば、これらの事業体で「断水」が回避される根拠についても、具体的な数字と共にお示し下さい。

※（ご多用中恐れ入りますが、11月21日までに文書にてご回答願います）

平成17年11月21日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村 東洋夫 様

国土交通省 近畿地方整備局 河川部

平素は、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

平成17年11月6日付けで頂きました、「(丹生ダム) 渇水対策容量についての質問」について回答を作成しましたので送付させていただきます。

〒540-8586

大阪府中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第一号館

近畿地方整備局

河川部 河川計画課 野口、成宮

tel: 06-6942-1141

平成17年8月1日付け「関西のダムと水道を考える会」からの
「(丹生ダム) 渇水対策容量についての質問」に対する回答

貴局は淀川水系流域委員会への提供資料(「丹生ダムの調査検討(とりまとめ)」・第42回委員会審議資料 1-6-1)において、丹生ダムの渇水対策容量の目的を“既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせない”こととし、その論拠として、昭和14年～16年の河川流況に平成13年の実績取水量(月別平均値)を当て嵌めたシミュレーションを示されています。しかしここには琵琶湖最低水位が「利用低水位」(BSL-1.50m)を割り込むことが示されているだけであり、肝腎の「断水」が起きることは示されていません。

申し上げるまでも無く水需要には季節変動があり、たとえ琵琶湖水位が大きく低下したとしても、必要取水量が相応に低減すれば、水道事業者が「断水」に踏み切る必要はありませんが、前述の資料にはこの点を明らかにするものが完全に欠落しています。

【質問1】

このシミュレーションにおける最も厳しい条件、即ち琵琶湖水位がBSL-110cmを切った際に設定されている

- ・「取水制限」 -20% ・「節水」 H13 実績最大取水量×0.9
- ・「維持流量放流制限」 -20%

の条件の場合(つまり「最低水位-1.59m」の場合)に、淀川下流で圧倒的に大きな取水量を占める大阪府営水道・大阪市営水道・阪神水道の3事業者において「断水」が不可避であることを、具体的な数字と共にお示し下さい。

【回答】

琵琶湖の利用低水位は-1.5mです。これまで利用低水位を下回るような異常渇水は発生していないものの、このような事態を避けるため、渇水になると事前に利水者や関係自治体からなる「渇水対策会議」が開催され、その決定に基づき最大20%の取水制限が行われてきました。

しかし、琵琶湖の利用低水位を下回るような異常渇水になれば、国土交通大臣が関係府県知事の意見を聴いて瀬田川洗堰の操作を決定することになります。このような事態になれば、可能な限り琵琶湖の水位低下抑制が求められ、琵琶湖・淀川から取水する全利水者は人道上必要最低限の取水に努めるべきと考えています。従って、このような事態になれば、断水を含む障害が発生するような取水制限まで強化される可能性があると考えています。

〔質問2〕

これに対して、丹生ダムに渇水対策容量を確保することで琵琶湖に 4050 万 m³ の水量を貯留すれば、これらの事業体で「断水」が回避される根拠についても、具体的な数字と共にお示し下さい。

【回答】

既往最大規模の渇水を想定した場合、現状では第42回委員会審議資料 1-6-1 で示したシミュレーション結果のように日頃から節水を実施したとしても、琵琶湖の大幅な水位低下を招くことになることから、渇水対策容量の確保は不可欠であると考えています。

なお、この渇水対策容量については、シミュレーションで示したように日頃から節水を実施したとしても琵琶湖水位は-1.84m まで低下することから、本来であれば更に大きな容量を確保したいところですが、渇水対策容量の確保により琵琶湖の水位低下を抑制することも念頭に、改めてその確保方法を検討しました。

その結果、琵琶湖周辺の治水面でリスクを増大させることなく、効果的・効率的に確保出来る方法として、丹生ダムの洪水調節容量をこれまで以上に確保し、瀬田川の流下能力を増大すれば、少なくとも約7cm は琵琶湖の通常水位を引き上げることが可能となります。

淀川水系流域委員会殿

(丹生ダム・渇水対策容量)

4ヶ月続いた大川維持流量20m³/s カット

(昭和59年～60年渇水)

平成17年11月20日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

[要旨]

河川管理者の渇水シミュレーションでは「維持流量の放流制限」(以下「維持流量カット」と言う)を最大20%としており、これは大川については12m³/sに当るが、昭和59年～60年渇水時の毛馬水門放流記録やこの時の大川での状況からして、大川の維持流量を20m³/s カットしても問題はなく、上記12m³/sとの差8m³/sは日量にして70万m³に相当するから、異常渇水時には“断水のより確実な回避”のためにこの水量を上水道に回すべき。

1) 毛馬水門放流量年表

別紙(資料1、資料2)は昭和59年、60年における毛馬水門から大川への放流量の記録です。昭和59年(1984年)と言えば今から21年前に当たりますが(グリコ森永事件の年)、「琵琶湖開発」完成以前であったため、現行の「利用低水位」より1mも高いBSL-50cmが「危検水位」に設定され、琵琶湖からの放流量が抑制されたことや、これに加えて秋雨前線による降雨が少なく、台風上陸もゼロといった気象条件が重なり、秋から冬に掛けて淀川水系は記録的な渇水に見舞われました(→資料3)。

このため毛馬水門においても大川の維持流量60m³/sを維持することが出来ず、9月下旬からは放流量がこれを割り込む事態となり、更に10月6日から翌年2月8日までの4ヶ月においては、小規模な降雨による一時的な放流量の回復は見られたものの、延べ102日において放流量が40m³/s以下に制限されたこと、しかもこの内、35m³/sを切った日が28日もあることなどがこの資料から分ります。つまり4ヶ月の長期間に渡り、20m³/s以上の維持流量カットが連日のように続いたのです。

2) このカットが大川にもたらした影響 →「大阪臨海工水」

では、この長期間の維持流量カットがどのような影響を大川にもたらしたのでしょうか？勿論、もし極端に大きな影響が出るようなら、そもそもこのような大幅なカットが実施された筈が無いのですが(→資料4)、念のために調べてみますと、この時の状況を示す資料が2つありました。

1、「淀川水系 利水の現状と課題」(第7回委員会(H14.2.1))などで河川管理者から配布

されたもの) (→資料5、資料6)

この中のp.5-2にこの時の状況が記されており、“塩水遡上により、臨海工水の取水に影響があり、一部企業で減産”とあります。

2. 新聞報道

私達は上記4ヶ月間の新聞記事(朝日新聞・大阪版)を全て閲覧しましたが、そこで見出したものは正に上述の「臨海工水」(正式には大阪臨海工業用水道企業団。以下では「大阪臨海工水」と言う)に関するものだけでした(10/30と11/13の2回)(→資料7)。

1、2、の事実からして、4ヶ月の長期に及ぶ20m³/s以上の維持流量カットが大川にもたらした大きな影響が、大阪湾からの塩水遡上による大阪臨海工水の桜宮取水場での塩分問題だけであったことが分ります。(このことが「平成6年渇水」の場合でも同様であったことも私達は既に意見具申しています→「異常渇水は大川の維持流量カットで楽々クリア」(意見書No.524))

3) 「大阪臨海工水」はH18年度で取水停止予定

そしてこの大阪臨海工水が新日鉄堺製鉄所の閉鎖などのために平成16年度末で既に解散しており、大阪市が引き継いだその桜宮取水場も平成18年度中に取水を停止する予定になっていることも、上記の意見書(No.524)で既に申し述べた通りです(→資料8)。つまり、大川維持流量20m³/sカットにより発生した唯一の問題が近い将来、消滅することになる訳です。

4) 結論 = 異常渇水時には大川維持流量を20m³/sカットすべき

以上のことから、異常渇水の際には一定の「取水制限」と併行して大川の維持流量のカットを有効活用すべきであり、特に今回問題となっている「既往最大規模の渇水」の際には尚更のことと言えます。冒頭の「要旨」で記しましたように、河川管理者は最近のシミュレーションにおいて最大20%の維持流量カットを設定していますが、これは大川については12m³/sに相当します。しかしこのシミュレーションや「丹生ダムの渇水対策容量」が想定しているのは通常の異常渇水ではなく、正に一生に一度あるかどうかの「既往最大規模の渇水」なのですから、大川については少なくとも20m³/sカットを適用すべきであり、この場合、その差8m³/sは日量にしてほぼ70万m³という大きな水量となりますから、これを大阪府営水道・大阪市営水道などの水道事業者の上水の水源として取水させれば、「断水」の発生をより確実に回避させることが可能となります。

(以上)

671 関西のダムと水道を考える 毛馬水門放流量年表

昭和59年

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	95.7	98.2	95.7	97.6	100.9	74.8	106.3	106.1	52.5	53.4	29.8	34.8
2	92.6	98.8	102.2	96.6	100.9	75.6	106.4	104.5	41.8	46.7	33.5	33.1
3	95.2	95.7	102.3	98.5	100.1	75.3	106.2	105.6	43.2	60.5	32.1	35.1
4	98.6	104.4	103.3	94.7	99.5	75.3	104.2	104.9	46.7	51.3	30.2	35.1
5	98.6	95.1	104.5	101.6	99.8	62.3	103.8	103.6	56.5	46.5	29.6	35.1
6	100.7	97.1	102.9	95.7	98.5	62.5	104.6	98.5	60.9	36.5	38.5	35.1
7	100.3	90.7	107.2	99.6	99.5	62.7	107.0	87.2	51.2	33.9	47.7	35.4
8	96.6	94.5	94.9	96.1	100.9	102.4	93.5	95.5	93.7	27.8	41.3	35.2
9	91.4	93.1	106.2	91.2	99.5	101.4	102.2	82.7	110.3	31.0	35.3	34.9
10	93.3	101.7	101.0	93.0	97.2	101.2	105.1	79.3	110.5	31.9	36.1	35.0
11	104.9	97.1	105.4	99.1	100.2	98.8	104.1	79.5	109.2	34.5	40.3	66.3
12	100.8	102.0	96.0	104.1	103.9	102.2	105.8	81.3	91.1	36.5	35.0	51.6
13	100.7	104.3	99.4	106.5	99.9	97.7	106.8	76.0	90.4	36.8	34.8	45.9
14	105.2	95.9	102.7	103.6	99.7	85.2	105.1	85.5	110.3	35.9	35.0	40.1
15	100.8	93.7	91.8	100.1	101.2	75.5	104.2	100.8	101.8	29.2	77.7	39.8
16	104.0	98.0	91.5	95.7	100.3	75.8	106.9	91.6	96.6	30.1	60.1	66.8
17	99.8	97.0	92.9	102.9	98.1	76.2	108.6	81.5	84.9	72.4	55.1	103.1
18	97.2	97.3	103.0	101.2	100.5	76.6	105.4	78.1	85.3	58.0	35.2	73.0
19	102.9	95.9	87.9	101.7	99.1	82.5	105.0	74.6	89.1	35.2	35.3	53.1
20	101.4	95.5	97.7	100.0	100.5	108.7	107.4	65.1	84.7	48.4	35.3	52.3
21	97.7	100.5	82.9	99.5	99.9	110.1	104.9	69.7	74.7	37.2	35.1	40.0
22	98.6	99.6	96.2	102.2	101.5	109.5	105.2	105.5	74.9	39.2	35.8	40.2
23	97.1	100.2	87.8	97.0	98.9	109.9	103.0	90.2	75.3	34.0	35.1	40.0
24	93.1	100.3	88.4	104.3	99.2	110.7	107.1	74.4	74.9	34.1	35.3	36.4
25	96.9	98.7	103.2	110.8	97.5	110.0	107.2	53.3	※ 59.8	34.1	35.4	38.1
26	96.8	96.9	103.2	98.9	100.1	94.4	106.3	57.3	58.0	35.1	39.9	35.0
27	95.2	104.4	100.8	106.6	101.0	108.4	105.4	92.2	57.6	35.4	39.8	35.1
28	94.6	104.0	101.6	102.0	88.6	106.2	105.2	94.3	58.4	35.0	35.0	34.9
29	99.4	101.6	94.6	100.3	81.6	106.0	105.7	82.1	56.0	35.2	35.3	35.0
30	93.0		100.1	108.2	75.0	105.2	106.0	74.2	54.5	34.9	35.2	37.4
31	96.9		102.4		75.8		107.0	57.0		35.1		37.1
合計	3,040.0	2,852.2	3,049.7	3,009.3	3,019.3	2,743.1	3,261.6	2,631.3	2,254.6	1,225.8	1,159.8	1,350.0
平均	98.1	98.4	98.4	100.3	97.4	91.4	105.2	84.9	75.2	※ 39.5	※ 38.7	43.6
最高	日時	1日	18日	2日	2日	8日	1日	1日	9日	7日	1日	17日
	流量	112.5	109.2	117.6	115.4	114.7	114.3	115.5	114.5	115.7	101.8	114.3
最低	日時	1日	8日	2日	30日	6日	9日	21日	1日	8日	1日	2日
	流量	81.4	79.9	96.0	90.7	72.4	43.5	84.2	43.3	39.0	25.4	29.1
記 事	放流量は日平均(単位: m^3/s)											
	年間平均放流量 $80.9 m^3/s$											
								最高放流量 $117.6 m^3/s$ (3月18日 2時)				
								最低放流量 $23.9 m^3/s$ (11月 1日 21時)				

671 関西のダムと水道を毛馬水門放流量年表

昭和60年

日	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1		462	353	1072	1157	1086	1125	1124	812	673	1157	725	701
2		453	354	1063	1165	1057	1136	1099	799	656	862	742	680
3		476	352	1020	1159	977	1136	1089	812	597	826	673	654
4		453	350	867	1120	902	1134	1114	814	770	801	508	661
5		368	350	768	1093	945	1026	1092	795	718	1027	630	654
6		352	349	566	1105	1006	761	1094	814	535	877	1162	912
7		349	348	606	1104	1020	811	1099	870	633	770	1130	967
8		351	360	710	1109	1029	1120	1104	1083	718	754	1032	795
9		353	1105	1070	1112	909	1138	1091	812	543	727	935	726
10		400	1167	1156	1096	955	1073	1094	807	430	550	893	686
11		375	818	1157	1090	770	1008	1098	936	933	601	729	700
12		399	659	1063	1109	835	1087	1087	1060	1136	771	765	565
13		374	572	1125	1099	1139	1124	1100	798	1118	728	748	652
14		351	577	1093	1109	1084	1146	1098	798	716	1113	728	653
15		362	514	800	1103	930	1115	1105	767	493	829	737	651
16		340	502	811	1102	760	810	1101	799	490	758	728	606
17		351	526	1110	1105	759	845	1092	802	526	812	726	603
18		352	455	1164	1102	763	997	1094	799	779	735	635	595
19		353	1092	1159	1107	837	1159	1105	802	1141	730	731	604
20		352	1159	1141	1099	1102	1142	1109	763	864	730	613	603
21		424	929	1115	1105	1115	1123	1114	764	728	734	592	605
22		352	799	1168	1103	1134	1131	1095	428	677	637	831	636
23		375	781	1161	1109	1139	1126	1103	477	1151	626	1021	632
24		348	576	1163	1092	1113	1116	1096	531	1129	528	734	666
25		350	601	1160	1091	1128	832	1037	548	1159	638	735	643
26		350	602	1163	1100	1125	1078	1097	552	1144	605	718	682
27		400	610	1154	1097	1137	1131	1085	611	929	605	714	665
28		416	979	1158	1114	1107	1124	1096	516	1152	606	847	654
29		375		1165	1108	1132	1132	1092	504	1151	769	720	654
30		338		1104	1107	1128	1152	806	550	1150	1028	730	908
31		337		1093		1139		801	601		766		1044
合 計		11693	17839	32125	33271	31272	31818	33411	22754	24869	23702	23212	21456
平 均		37.7	63.7	103.6	110.9	100.9	106.1	107.8	76.4	82.9	76.5	77.4	69.2
最 高	日時	1 日	9 日	1 日	1 日	2 日	1 日	1 日	8 日	13 日	1 日	6 日	7 日
	流量	100.9	119.7	119.8	119.1	114.2	118.5	118.0	111.1	120.5	119.5	120.2	119.1
最 低	日時	6 日	1 日	7 日	4 日	11 日	6 日	25 日	22 日	10 日	11 日	1 日	2 日
	流量	29.7	29.0	39.6	103.1	74.7	74.2	72.6	40.3	38.9	40.1	40.3	48.0
記 事	放流量は日平均(単位; 秒)												
	年間平均放流量 841 秒												
記 事	最高放流量 120.5 秒 (9月13日 0時)												
	290 秒 (2月1日 11時)												

夏月

木曜日

1984年(昭和59年)11月1日

淀川取水20%カット

初渇の水・琵琶湖 45万世帯に影響

琵琶湖の水位低下は、近畿地方建設局は二二日、大阪府、大阪市、兵庫県などの関係自治体、公共団体、企業に対して、淀川からの取水を工業用二〇%、工業用水二〇%制限する。史上初の第三次取水制限を大目から実施したいとの方針を示し、協力を求めた。琵琶湖の水位が三十年で最低の二五センチまで下がったため、

一日、関係自治体は二二四回、淀川取水対策会議を開いて、決めることになった。このカット率を実施される。水の使用量が多い朝方には、府下の四十五万戸の水道の出る。また大量の工業用水を取水して、府下の四十一社の約四〇%が事業継続に追い込まれるという。

淀川では、琵琶湖の水位が二五センチになった。工業用水一〇%、工業用水一〇%とする第一次取水制限が継続している。ところが、琵琶湖周辺の雨量は十月は二〇%、年平均一〇%にも達しなかった。二二日の水位は、二五センチで、このまま制限した五十三年の過去最高の二五センチを割った。淀川の平

均流量は枚方市内で毎秒八〇、と年平均(一七〇)の半分以上に落ち込んだ。近畿地連はカット率をさらに厳しくさせるを得ないで断念した。取水制限の水量は連年三回の最大取水量(十、十一月は上

水道局四萬六千、工業用水四萬三千、その他は二〇%。工業用水は約一〇%削減される。日量三萬六千、平均取水量三萬九千、を二回。大阪府の琵琶湖は、工業用水約一〇%、工業用水約一〇%、工業用水約一〇%。

琵琶湖 6年ぶり取水制限

対策会議、おちろ決定

琵琶湖の水位が「危険水位」の二五センチまで下がったこと、近畿地方建設局は二二日、瀬田川流域(おちろ)から

からの取水量を毎秒三十、から二二%に制限する。関係自治体、公共団体、企業に対して取水制限を要する。呼び名

は、二二日は関係自治体は二二四回、淀川取水対策会議を開いて、決めることになった。このカット率を実施される。水の使用量が多い朝方には、府下の四十五万戸の水道の出る。また大量の工業用水を取水して、府下の四十一社の約四〇%が事業継続に追い込まれるという。

近畿地連は二二、大阪府、大阪市、神戸市など関係自治体は二二回で構成する「公共工業用水協議会」と、大量の工業用水を使う企業十三社に「公共工業用水協議会」を呼び、水位低下状況を説明、利用者の節水も求めた。取水制限は連年三回の最大取水量の平均値(十、十一月は上水道局四萬六千、工業用水四萬三千、その他は二〇%)を二回。大阪府の琵琶湖は、工業用水約一〇%、工業用水約一〇%、工業用水約一〇%。

二二日は二二%に工業用水一〇%、工業用水一〇%の取水制限。瀬田川流域の取水量は二二%に落ち込んだ。関係自治体は二二回、淀川取水対策会議を開いて、決めることになった。このカット率を実施される。水の使用量が多い朝方には、府下の四十五万戸の水道の出る。また大量の工業用水を取水して、府下の四十一社の約四〇%が事業継続に追い込まれるという。

昭和59年10月13日 (朝日)

検討課題についての説明資料
(河川管理者〔近畿地方整備局〕からの提供資料)

「淀川水系 利水の現状と課題」

1. 現時点の水需給計画
2. 水利用実績
3. 淀川の渇水と渇水調整
4. 現在の施設の水供給(確保)能力
5. 水需要抑制(節水)の可能性
6. 環境用水
7. 課題と今後の対処方法

※第7回委員会 (H14.2.1開催) にて配布された資料です

1. 琵琶湖・淀川流域における渇水被害の実績		
琵琶湖・淀川流域における渇水被害の実績(1)		
発生期間	被害市町村※	取水制限等の状況
S48.7.31 ~ S48.11.5	大阪府:31市5町 兵庫県:5市	取水制限:上水最大20%・工水最大25% (98日間) ・淀川下流各種企業の洗浄水、冷却水、雑用水の節減により、一部企業で減産、操業短縮となった。
S52.8.26 ~ S53.1.6	大阪府:31市5町 兵庫県:5市	取水制限:上水10%・工水15% (133日間) ・市民プール、学校プールなどが閉鎖された。
S53.9.1 ~ S54.2.8	大阪府:31市5町 兵庫県:5市	取水制限:上水10%・工水15% (161日間) ・プール閉鎖、公衆浴場の営業短縮などの影響があった。
S59.10.8 ~ S60.3.12	大阪府:32市7町1村 兵庫県:5市	取水制限:上水最大20%・工水最大22% (156日間) ・一時的に断水・赤水・にごりの影響が出た地域があった。 ⑨塩水遡上により、臨海工水の取水に影響があり、一部企業で減産。
S61.10.17 ~ S62.2.10	大阪府:32市7町1村 兵庫県:5市	取水制限:上水最大20%・工水最大22% (117日間) ・塩水遡上により、臨海工水の取水に影響あり、一部企業で水道用水への切り替えを行った。

1. 琵琶湖・淀川流域における渇水被害の実績		
琵琶湖・淀川流域における渇水被害の実績(2)		
発生期間	被害市町村※	取水制限等の状況
H6.8.22 ~ H6.10.4	大阪府:32市7町1村 兵庫県:5市	取水制限:上水最大20%・工水最大20% (42日間) ・時間断水などの大きな被害はなかったものの、一部地域で減圧給水、プールの閉鎖が実施された。 ・琵琶湖水位は史上最低の-1.23mを記録した。 * 滋賀県でも初めての取水制限を実施した。 * 木津川流域の三重県、奈良県でも取水制限を実施。
H12.9.9 ~ H12.9.11	大阪府:33市8町1村 兵庫県:5市	取水制限:上水10%・工水10% (3日間) ・特に大きな被害はなかった。 * 滋賀県では上記半分の5%の取水制限を実施した。
※ 被害市町村については、三川合流点下流にてとりまとめました。		

1984年(昭和59年)11月13日

専月

三

業千

屋

淀川の取水制限で塩害 府から水買いいしのぐ

大阪の臨海工業用水企業団

淀川の取水制限で水門に流量
を絞ったため、大阪臨海工業
用水企業団が下流の大阪市都
豊区の太田から取水している工
業用水に海水が逆流。第一次制

限が始まった六日以来、同企業
団は驚きしのがため大阪府の
ら五五五、(平均日量)の工
業用水を買いいした。十二
日、明るには、一日の水
代の負担は約十万円になり、
具体的な被害が出たのは初
めて。

同企業団は大阪市南部と堺市
・堺市の臨海工業地帯に日量
十五万を供給している。第一
次制限で工業用水は二万五千
トに減った。このため、堺市
の運搬会社は二〇日前後
しめ、塩害による被害が懸
念。七五五に上り、受水企業
の新日鉄堺製鉄所が「塩害に
きびが出ない」と二〇
日以下に抑えるよう要請し
た。仕方なく大阪府から日量
二万五千トの工業用水を
買い、二〇日前後に不足を
補った。また、受水して
大阪府の工業用水は一、二

三万。同企業団は受水企業との
契約が使用量と関係ない定額
料金を払っている。大阪府
から買った分の水は企業に請
求をしないという。

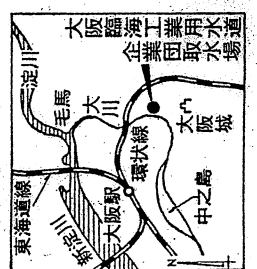
塩分の侵入は第一次取水制限
が始まった十月八日から、堺
市太田に流れる太田川と
の分岐点、毛馬水門に調節す
る。第一次制限から通常の半分
の毎秒三十五、前後に減った
ため、海水が取水地帯まで逆流
した。二万五千トの
第二次制限では、企業側が別
系統で受水している大阪府の工
業用水などで補って使うこと
で乗り切ったが、太田川の第一
次制限ではそれはない。

梅田幸・同企業団事務局長は
「第二次制限が一日続けば、
その被害額は十億円に上
る。水門を絞っているのは
上流での取水を確保するため
上流の取水団は被害額を求
めるのは当然」としている。

工業用水に塩分 淀川渇水で海水流入

大阪南部の
臨海工業地帯

淀川が渇水となり、下流部の
大阪市都豊区の大川から取水
している大阪臨海工業用水通
業団で、工業用水に塩分が侵入
した。淀川からの買水が減
り、海水がより上流にのぼ
るようになった。塩害の被害



水時には塩害はなかった。工
場からこのままでは被害は
支障が出る。と苦情が出てお
り、同企業団は対策に頭を痛
めている。

同企業団は都豊区網島町、桜
宮橋下流三十キロの大川左岸で取
水。西成区・津守浄水場を経て
大阪市南部と堺市・堺市の臨
海工業地帯に日量十四万五千
トを供給している。

塩分の侵入は取水制限の始
まった八日ごろから。まだ
は二〇日前後しめ、塩害に
よる濃度は最高七五五に上

昇。低いときでも五〇Bに上
り、二十八日も二〇
Bになった。

大川に流入する水量は淀川と
の分岐点、毛馬水門で二トロ
ールされている。取水制限で
このから近畿地方建設局は通常
の総半分の毎秒三十五、前後に
減った。このため塩分が取水地
帯にまでのぼるようになった。
し、五十三年、五十三
年、四十八年と過去の渇水時に
は、流入量を三十五、濃度によ
り調節はあった。

日量八万五千トを同企業団から

受水している新日鉄堺製鉄所
は、鋼板の圧延工程で冷却に
使っており「製品にきびが出
ない」と一時間ごとに塩害
による濃度を測定するなどの
び。同企業団は受水している太

大阪府工業用水と混合して薄め、影
響を食い止める作戦中。このほ
う企業団に二〇B以上の
水は困る」と申し入れた。

大阪府工業用水も同企業団
から日量四万五千トを給水
している。

このため、同企業団は大阪府
や大阪市に塩害を依頼。府工
水から事業所に給水する大阪
市の工業用水に塩分を混ぜる
対策を検討している。しかし、
府工業水の給水は給水管を敷設
する事業所に限られ、その能
力にも限界がある。工業用水
が工業の十倍もの費用負担が
問題になる。塩害の被害を
抱えている。

豊満湖の水位は二十九日、基
準水位から一、二メートル。五
十三年渇水の時の同水位の記
録に迫っている。

野村 様

大阪市水道局
工務部計画課

平素は、何かと大阪市水道事業に、ご理解、ご協力をたまわり誠にありがとうございます。
ご質問いただきました件について回答させていただきます。

- (1) 平成 15 年 12 月 10 日付日本経済新聞、阪神水道企業団及び西宮市の 2 自治体に工業用水を転用すると記載されていたが、現在の進捗状況は

回答：淀川水系全体のやりとりを注視しながら、現在、国との情報交換を行っているところです。

- (2) 大阪臨海工業用水道企業解散に伴い、桜宮取水場を引き継いだが、今後の動向について

回答：桜宮取水場については、18 年度までは引き続き暫定運転を行い、19 年度からは配水場となります。

担当：

- (1) 大阪市水道局 計画課

宮本係長 電話：06-6616-5514

- (2) 大阪市水道局 計画課

田中係長 電話：06-6616-5512

※ 04.7.20 電話にて 宮本係長に確認

- 1) 「大阪臨海工業水」の内、大阪南港など従来、大阪市が担当して来たエリアへの工業水の配水は、今後引き続き行う。
- 2) 但し先のため取水を桜宮取水場で大川から行うのは平成 18 年度まで、平成 19 年度からは代りに淀川本川から取水している大阪市「東淀川浄水場」の水を送る予定。即ち、この時点で「桜宮」は単なる配水場となり、東淀川浄水場の工業水も一旦、ここを通り、ここから既存配水管を通じて南港地域などへ配水することになる。

平成17年11月9日

淀川水系流域委員会様

宇治市 山岡久和

塔の島地区 1,500m³/s 放流についての意見書

昭和46年の「工事実施基本計画」において琵琶湖からの淀川への流量は、琵琶湖水位が0mのとき800m³/sとする。

計画高水流量は、宇治地点において1,500m³/sとする。

宇治川の計画高水流量に関しては、洪水時は宇治地点において琵琶湖からの放流量を0m³/sとするということと、琵琶湖の後期放流時の宇治地点における計画高水流量を1,500m³/sとするということの両者を意味しています。

また、天ヶ瀬ダムの建設(再開発)に関する基本計画(平成7年4月)では、天ヶ瀬ダム(既設天ヶ瀬ダムの再開発により建設されるダムをいう。)地点における計画高水流量毎秒2,300立方メートルのうち、毎秒1,100立方メートルの洪水の調節を行う。(ダムからの放流量は1,200m³/s)なお、琵琶湖の水位低下のための瀬田川洗堰の操作が行われている時において、流入量最大毎秒1,500立方メートルの放流能力を確保することになっています。

結局のところ、宇治橋付近の最大流量1,500m³/sの確保が最大のポイントであり、1,500m³/sが出来ることを前提に上流域のネックポイントの流量を増加するための工事説明に過ぎないともいえます。

当時、塔の島地区を開削して、1,500m³/sの流量を流すことが出来たのは旧河川法であり、3.0mの掘削を可能にしていたのであります。

現在は新河川法に基づき、環境を配慮して河床の掘削量をどれだけ少なく出来るかということでもあります。

*余談ですが、先般の流域委員会で天ヶ瀬ダム再開発に関して新しく委員になられた方の発言でダム本体の放流量について余裕をもって造っておいたら良いと言われましたが、余りにも短絡的な発言であり、いたずらに審議を混乱させているように感じます。今日まで何年もかけて議論された結果として平成17年1月22日に「意見書」を出され、平成17年8月5日に「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解を出されたものだとも思います。

いつまでも新しい委員である者の発言では済まされない問題だとも思います。

せめて、流域委員会が今日まで審議を重ね到達された経過ぐらいは知っておくべきだとも思いますがいかがでしょうか。

河川管理者は、現在、河床の掘削量を0.8mで1,500m³/sを流せる案を提示されていますが、この案で1,500m³/sを流せば亀石あたりの既存道路を嵩上げして且つ、パラペットを設けなければ

なりませんし、また、長期間に及ぶことがあり、観光面からも支障をきたすことになります。要するに掘削量を少なくした分、下流を掘削して塔の島地区を上に出ただけであり、その分、洪水に対しては危険度が増し、景観も悪くなります。

この案に至った経過としての説明かどうか定かではありませんが、平成 17 年 8 月 24 日付けの塔の島地区の河道整備について近畿地方整備局から 引き堤案 嵩上げ案 パラペット案 バイパス案の代替案の検討をしました。ということでありましたが、果たしてそうでしょうか。

はじめから出来ない案を並べたに過ぎないのではないのでしょうか。

このたび平成 17 年 8 月 5 日に淀川水系流域委員会が「淀川水系 5 ダムについての方針」に対する見解を出されましたが、天ヶ瀬ダム再開発に関して鹿跳溪谷および宇治川塔の島地区については、「自然景観や歴史的景観の保全に最大限の配慮」をする必要があります。「放流能力の増大に伴う騒音・振動問題への対応のほか、生態系の保全についても最大限の配慮」が必要です。と言われています。

最大限の配慮とはどこまでを言うのか考えたとき、私は、ありとあらゆる可能性を検討することだとおもいますがいかがですか。

また、河川管理者は、新しく「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」を立ち上げられましたが、その委員会の委員長は掘削案について検討する方針で進められていますが、この考え方には自ずと限界があります。

それは川幅を固定して 1,500m³/s を流すということであり、河床を掘る。嵩上げをする。流速を上げる。(勾配大きくする等) バイパスを造る。等の組み合わせしかありません。

また、淀川水系流域委員会は、塔の島地区の流下能力については、河川管理者がこれまでに施工した塔の川の暗渠、宇治川の部分締切、右岸遊歩道の撤去についての検討も必要です。と言われています。

しかしながら、塔の島地区はそれだけで 1,500m³/s を流して「最大限の配慮をした自然環境と歴史的景観の保全」が出来るとはとても思えません。

私は、1,500m³/s を流すことと「最大限の配慮した自然環境と歴史的景観の保全」を可能にする方法の組み合わせの一つに、バイパストンネル案を加えるべきであるとおもいます。何が何でもこの断面で流そうとすることよりも、もうひと工夫して環境・景観についても配慮してほしいものです。

それは、水理学の検討だけでなく、景観・生態系等あらゆる検討をした結果、どうしても現在の川幅では流量がオーバーするとおもわれ量を、バイパストンネルで流すことも必要とおもいます。その場合、オーバーする流量は 200m³/s~300m³/s 位ですむものと考えられるので、たとえば、直径 10m 位のシールド工法で技術的にも費用的(多少の事業費の増加はやむお得不い。)にも可能であるとおもいますので、是非とも検討に加えて「自然環境と歴史的景観の保全」をしていたきたいと願うものです。

国土交通省 近畿地方整備局様
淀川水系流域委員会様

平成 17 年 1 月 3 日

山岡久和

天ヶ瀬ダム再開発に伴う資料等について質問

質問 1 . 天ヶ瀬ダムの能力 UP の妥当性について、

・現状のコンジットゲート 3 門で 1,100m³/s の能力であるが、計画最大放流量が 840m³/s であります。洪水制限水位を変えれば計画最大放流量を大きく出来るのではありませんか？

更に、クレストゲート四門で 680m³/s の能力があります。発電水利権が 186.14m³/s あります。

宇治川の洪水時として考えれば、天ヶ瀬ダムの最大放流量は 1,200m³/s であるから、(大戸川流量 550m³/s と瀬田川洗堰全閉で天ヶ瀬ダム流入量 2,300m³/s を 1,100m³/s に調節) 天ヶ瀬ダムからの最大放流量 1,500m³/s (洗堰から 1,200m³/s と大戸川より 300m³/s) は琵琶湖の後期放流量です。果たして天ヶ瀬ダム再開発事業で 1,500m³/s 放流能力の本当の必要増加分はいくらですか？

天ヶ瀬ダム再開発事業の主たる目的である琵琶湖の後期放流時は、宇治川の洪水危険が去った後であるから放流に関しては、宇治川堤防及び塔の島地区の諸問題を除けば、現在の天ヶ瀬ダムでも、現在の洪水時制限水位を超えることにより、天ヶ瀬ダムより 1,500m³/s を流す計画として洗堰の操作と合わせれば、流量だけで言うならば大きな問題は無いのではありませんか？

要するに、宇治橋付近で 1,500m³/s の流量しか流さないのですから。{「天ヶ瀬ダムの建設(再開発)に関する基本計画(平成 7 年 4 月 17 日)参照」}

・利水について、京都府の水道用水として、現在は 0.3m³/s ありますが、天ヶ瀬ダム地点において、新たに最大 51,840m³/day (0.6m³/s) の取水を可能にする計画であると言われているが、すでに暫定水利として使用しているらしいと噂がありますが事実ですか？もし事実であるならば、既設ダムでも問題は無いということですか？

質問 2 . 第 4 5 回委員会 (審査資料 1 - 6 - 2) 塔の島地区の河道整備について、再度、宇治川下流の治水対策についてお聞きします。

・6 番の「引き提案」が亀石上流より右岸を約 50 メートルにわたり宇治橋下流を越えて関電の放水路上流まで削る計画になってありますが、地域の歴史にも基づく「環境と文化」を破壊する計画であり、

また、憲法に保障された土地の所有権を侵す戦前・戦中の国家でなければ、絶対に出来ない計画です。その上、現在の宇治橋は架け替えられて毎秒 1,500m³/s に対応しています。この案はいつの時点のものですか説明してください。

また、委員会はこの計画案の内容の説明を受けられ、審議されましたか？

- ・ 7 番の「嵩上げ案」について、このエリアの設定をどんな基準で定められたのですか？
また、右岸側はすでに今までの工事で改修されていますが、更に嵩上げが必要であるということですか？
また、「まちづくりと一体となった整備が必要とありますが」と言われていますが、どんな制度を導入しようと計画されたのか教えてください？
この案を作成されるにあたり住民の意向をどのようにして調査されたのですか？
もしも、関係する地域住民がこの計画案に同意されたら実施されますね、そのときの事業費は概算でいくらになりますか？およその工期は何年を考えていますか？委員会はこの計画の内容についての説明を受けられましたか？
- ・ 8 番の「パラペット案」についてすでに右岸は概ねそのように施工されています。左岸側を約 1.7m の高さもある壁を設けることは、治水のみを考えた案であり、誰が理解されるかと考えて検討案としてだされたのでしょうか。この地域は宇治市の観光の中心です。琵琶湖国定公園、特別風致地区、宇治市景観条例でシンボルゾーンに指定されている地域であります。一度でも地元の誰かの意見を聴かれましたか？委員会はこの計画案の内容の説明を受けられましたか？
- ・ 9 番の「バイパス案」について、トンネル部と開水路部がありますが、このルートが最善であるとして検討されたのか疑問です。他にも検討されたものがあれば、開示していただきたい。
また、開水路部は、古い神社やお寺等があり、その上、新しい道路、新しい京阪電鉄宇治駅、JR の高架、並びに既存道路の取り付け等があり、絶対に施工が出来ないことを知って描かれています何かあるのですか？質問 3 の 1 . 2 . 3 . 4 は、当初の河床掘削 3.0m 案から現段階の 0.8m 案までありますが、どの時点において検討されたものか疑問です。
いずれの案もはじめから検討したポーズをただけで中身がなく、掘削・嵩上げ以外出来ないことの言い訳に過ぎません。
委員会はこの計画案の内容の説明をぜひ受けていただきたい。
現在の計画は、塔の島地区の川幅を広げないで流量を増加させようとする経済性優先の案であります。
この考え方では、掘る。嵩を上げる。流速を速める。バイパスを造る等、この組み合わせ以外にありません。
新河川法では「環境・治水・利水」が等しく目的化され、流域委員会も「自然景観や歴史的景観の保全に最大限の配慮をする必要がある。」とされています。
バイパス案も組み合わせの中に含めて、今一度、十分な審議をしていただきたい。
このような代替案をもつて「最大限の配慮」と十分な審議がされているとはとても言えないのではありませんか。

質問 3 . 宇治川堤防 27km の調査・検討された情報の開示をしてください。

現在の土堤堤防が、長期間におよぶ琵琶湖の後期放流に対応出来るものかとて も不安であります。

以上

668 酒井隆氏

淀川水系流域委員会様

酒井 隆

淀川水系流域委員会の審議にとって、重要なＨＰ資料ですので、意見書として提出します。

保団連公害部が環境省に要請-低周波公害の対策強化を求める

11月27日、保団連公害環境対策部は、あらかじめ小池百合子環境大臣に提出していた「低周波音公害に関する要望書」について環境省との懇談、交渉を行いました。

これには野本公害環境対策部部長、汐見公害環境対策部員、保団連事務局、低周波音公害による被害者など9名が参加しました。環境省からは、上河原大気生活環境室長ほか4名が対応しました。

今回の要請は、環境省が3月に発表した「低周波音対策検討調査（中間取りまとめ）」を受けて「低周波音問題対応のためのガイドライン」を作成していくとしていることから、これに対する要望ということで実施したものです。

主な要望点は 被害結果の視点から原因を区別すること 低周波音症候群は疾患であると認識すること 感覚閾値を排除すること 使いやすい測定機器を 「対策ガイドライン」に関連して「低周波音対策検討調査」を危惧する、など。

特に今回は、感覚閾値（生体反応が表れる最小のエネルギーの値）問題について時間をとり意見交換しました。保団連からは、環境省の使用する感覚閾値データが実験や文献から得られたものであり、これを基準とすると低周波音に鋭敏な人間の被害を見逃し、被害者を切り捨てる結果になると、具体的に指摘しました。同席した低周波音被害者らも、現実に被害がるにもかかわらず環境省の感覚閾値データに合致せ被害が認められなかったてこなかった体験を訴えました。

環境省側は低周波音に特に敏感な人もいることを認め、今後留意していくこと、また自治体での低周波音被害の対応について被害者の立場にたつて的確に対処できるように自治体対象の講習会などを開催して自治体の低周波音対策のレベル向上に努力すると述べました。

<http://hodanren.doc-net.or.jp/news/unndou-news/031127kannkyousyou.html>

7月7日放送分

テーマ「低周波音公害」

(K) こんにちは。小林睦郎です。コメンテーターは和歌山環境ネットワーク代表重栖隆さんです。重栖さんこんにちは。

(O) こんにちは。

(K) よろしく願います。さて、今日はちょっと聞きなれない言葉かもしれませんが、低周波音公害っていうお話をしてくんだけれども、私は低周波公害っていう聞き方をしたんですけれども、低周波音公害っていうのはどういうものなんですか？

(O) そうですね。ご存知の方はご存知なんですけれどもね。人の耳っていうのは、一般にですね。周波数。周波数ってこのラジオの電波、周波数って言いますけども。それよりも大分低いんですね。Hz (ヘルツ)、1秒間に振動の数ですね。振動の数が多ければ高い音になるし、小さければ低い音になるわけですが。だいたい1秒間に20回、20Hzと言いますが、20Hz以上それから20000Hz以下、1秒間に20000回振動する。それ以下の音を人間は聞き取ることができるっていうんですね。20Hz以下、20000Hz以上は聞き取れないわけ。20Hz以下の音を超低周波音、20000Hz以上の音を超音波。

(K) 超音波。

(O) どっちも聞けないんですね。ところがですね。人間の耳っちゃうのはね、そんなにね20Hzから20000までね。きっちり聞けてないですね。本気で聞かないと、相当感度のええ人でないと聞けないんで、だいたい日常的に聞いている音は人間が2000Hzから4000Hzぐらいだろうと、その範囲。われわれのしゃべってる声もその中へはまってるんですね。それをだいたい聞き取っておるということですね。100Hz以下っていうと相当聞こえにくい。ここら辺の音、さっきの20Hz以下の超低周波音も含めてですけども、ここを低周波音と言うんですね。低周波音でもいいですし、低周波振動でもいいんですね。この低周波公害、低周波音公害はですね。これがもたらす振動、それから身体症状を総称してですね。低周波音公害というふうに言うんですね。和歌山の塩見先生、有名ですよ。

(K) そうですよ。塩見先生ずうっと前から言い続けておられますよね。

(O) そうですね。30年くらい前からやられるんですね。そういうことを先頭に立って、運動されて来てまして、我々も塩見先生から随分そういうお話を聞いたことがあるんですけどね。実はね、塩見さん、ずうっとそういうことで環境省に対しても何とかせえと言い続けてきはったんですけどね。今度、環境省が6月の27日、先週の末ですけど、全国の実況調査の結果を公表した。というんで、今回このテーマにしようかと思ったんですね。

(K) でも、塩見先生がずうっと言ってきた割にはなんか新しく思えたって感じなんですけど。

(O) そうですね。この内容については、また後で触れたいと思いますけれど。

(K) わかりました。音の公害って言いますとね。例えば騒音問題想像しますが、それとは全く違う

ものなんですよ。

(O) そうですね。そこは非常に大事なポイントだと思うんですが、騒音公害と低周波音公害の違いというのは、騒音公害はですね。やかましい。要するに、大きな音がなっとってやかましい。音源はいろいろありますけれど。それと低周波音公害というのはやかましいというよりも苦しい。

(K) 苦しい。

(O) という違いがあるんです。

(K) なるほど。

(O) 音自体は聞こえてないわけ。

(K) 聞こえないですからね。

(O) まあ、聞こえる場合もあるんですけど、主として聞こえない。なんや知らん体がえらいという状態ですね。

(K) それ例えば当たりますとですね、どんな状態になるんですか？

(O) そうですね。要するに振動なんですよ。それが体に直接当たってくるということで、雑多でとらえどころのない症候群、不定しゅうそつていう言い方しますよね。ちょっと具体的に言いますとね、頭痛、不眠、イライラ、とにかくこれは全部あると。その他、人によってですね。肩などがこる。それから動悸がする。胸に圧迫感がある。何かこう締め付けられるような感じですね。それから息切れがしたり、目まいがする、吐き気がする、食欲不振、腹痛ですね。耳鳴りがする、耳の圧迫感、痛みを伴う。それから腰痛があったり、手足に痛みやしびれ、だるさがある、疲れやすい、微熱がある。鼻血が出るというのも結構あるみたい。それから発作性ひんぱくと言いまして、動悸がね。

(K) ドッドドキッとするんですね。

(O) 脈がずーっと早くなるんですね。ただね、小林さん問題なのはね。同じように低周波にさらされておってもね。低周波音にさらされておっても、感じやすい人とね、感じにくい人がある。敏感な人と鈍い人がある。

(K) これがなかなか難しさを加速してますね。

(O) そうなんですよ。だから感じやすい人に症状が出るんです。ところがね、音になってないわけですよ。その人はしんどいしんどい言うてんですけども、はたの者は鈍感なんで。

(K) なんでやねんということになりますよね。

(O) そうですね。頭おかしいんちゃうかと言われる場合あるわけです。だから、気のせいやとかね、病院行ってもね、お医者さんも診断つかんわけですよ。非常に特異な症状です。だから何が原因かわかれへん。どこの診療科行ったらええかわかれへんし、行っても、お医者さんというのは、だいたいね、中身、体の中に原因を求めます。外にあるとは思ってはれへん。体の中の胃腸が悪いんか、肺が悪いんかとかそういうことをずっと調べられるのがお医者さんて、そうです。内科のお医者さんてそうですね。外から来るというのはあんまり考えへんのですよね。そうすると、ますます発見しにくくて、どこの病院通ってもあかんから、最後は精神科ちゃうかというふうなことになってしまうんです。

(K) それは、辛いでしょ。でもね、聞こえないとか、ほとんど聞こえない音なんですよ。またそれがなぜそんなに体に悪い影響与えるんでしょうかね。

(O) それこそ、ようわかれへんらしいんです。僕、お医者さんやないからよけわからへんのですが、塩見先生にお話を聞く機会あった時にですね。聞いてみますとですね。実際のところは、発症のメカニズムと言いますかね。そこは実際のところはようわからんということなんですよ。こういうことあるん

です。発生源、例えば工場なんかから低周波が出てると工場の機械なんかからね。非常に低い音が体にあたってね。それがどんどんどん体に影響与えてくる。その人は病気になるわけですね。工場からの低周波公害で体を痛めた人とのだいたい距離ありますわね。当然。減衰というんですけれども、音のパワーといいますか、音圧というんですけれど、それは下がってるはずですよ。工場で働いてる人はもっと強いところで働いているわけです。ところがその人らは平気なんです。その中にも敏感な人っていうのは同じ一定数の割合であるはずでしょ。ところが工場の中では発症してない。

(K) これは不思議な。

(O) 不思議な話なんですね。これをどないしたら解明できるか、これはカギがありましてね。工場で働いてる時はみな緊張してはるんです。ごっつ緊張してるんです。仕事してる時は緊張してるんです。今ラジオでしゃべってんのも。

(K) 僕、ごっつ緊張してますよ。

(O) 緊張してますね。僕も緊張してます。脈拍も上がってんのやから。そういう時はね。体の中で交感神経が活発に働いてる。ところが、これラジオ終わりますね。スタジオ出て、堅調ほぐれまして、ビールでも一杯飲んで、そしたらぐっとリラックスします。この時は副交感神経が働いて体っていうのはリラックスする。

(K) なるほど。

(O) 人間の体っていうのは、交感神経と副交感神経が適度に交代しながらですね、休養と活発に動くのを繰り返してるわけです。で、どうやら、低周波音っていうのは副交感神経に影響を与える。だからね、交感神経活発に働いてる時はね。

(K) 少々こたえない。

(O) 大丈夫みたいなんですね。ところがね、家でリラックスして休んでる人が被害を受けるということじゃないのかなあというふうなことが言われてました。だから寝る時に来るんですよ。寝る時っていうのは人間、一番リラックス、交感神経はすっかり休んで、副交感神経が働いて全身をリラックスさせる。その時にこの低周波音ってのはもろにこう攻撃をくらって、刺激されてね。副交感神経がやられて、興奮状態になるということじゃないかなというふうに言われてます。

(K) その低周波音っていうのはどこから主に出てるんですか？

(O) あのね、それこそ塩見さんが最初に始められたのはね、道路公害ですよ。阪奈道路みたいなね、ああいう大きな道路の周辺の住民の中でね。どうもわけのわからん症状が多発すると、あるいは工場の周辺でね、不定しゅうそを訴える患者さんが来られたとかですね。そういうことが出発点だったって、塩見さんの初期の本で僕読んだ覚えがあります。ところがですね。最初はずうっとそれで来たんですね。国道43号線って、大阪と神戸結ぶ大道路、10車線ぐらいあるすごい道路、あの周辺なんかでもそういうのが起こっていた。ということでですね。道路とか工場とかが発生源だったんですね。ところが最近ではですね。近所、お隣に設置された冷暖房機、クーラーとかね、それから温水器、それからマンションのね。文電盤、それからですね。コンプレッサーですね。こんなどこにでもあるものなんですけども。そののちょっと大きいやつですね。低周波音もね、音圧が低かったらそんなに問題はないわけですから、それはもう聞こえないから音の大きさっていうのはわかれへんねけど。それはちゃんと測定できるんですけども、ある程度の音圧を加えると感じやすい人は感じるということなんですね。どんな感じなんでしょうね。僕も鈍感。

(K) 私も感じませんほとんど。鈍感なんですかね。

(O) どうも感じとして言いますとね。自動車のアイドリングみたい。ブルルルルル……。それこそ配電盤の近く行ったらね。

(K) なんかうなりみたいなのが、出てるような。

(O) あるますよね。ウィーンというようなね。配電盤のね、触ってみるとね、ふたしてんの。振るってんのわかりますね。あれが結局、低周波音だということだと思うんですね。あれが大きくなって耳には聞こえないけれども、やっぱり敏感な人には、神経に触る音として、聞こえるというか、感じるというか。

(K) リスナーの方にもですね。ひょっとしたら、なんか調子悪いという方、1度疑ってみるのもいいかもしれませんね。

(O) そうですね。似た症状で、シックハウス症候群とか、化学物質過敏症とか最近言いますよね。これもね、敏感な人がやられるんです。こういうのいっぺん疑ってみる必要があると思います。

(K) 対策もいろいろあるんでしょうけど。

(O) 一番簡単なのは、マスキングと言いまして。低周波音より大きな音出す。

(K) なるほど。

(O) そんなん、隠されてしまうんですね。そしたら、やっぱり寝られへん。

(K) 大きな音でCDかけといたらええか言うと、寝られんようになりますね。

(O) それから遮音壁って言うてね。音遮るやつ。低周波はそれ通過してくるんです。むしろね、その遮音壁まで振るってね。よけ増幅させるということもあるんです。逆効果。だからね、やっぱり低周波音が出ないような機器を改良する。あるいは隣で出てたら置き場所せめて変えてみる。これでかなり効果あるそうです。そういうことやってほしいですね。

(K) まあ調査をしたということは、環境省も動き出したということですから、これからということですね。

(O) これからですね。

(K) はい。ということで、今日は低周波音公害について話聞きました。コメンテーターは和歌山環境ネットワーク代表重栖隆さんでした。ありがとうございました。

(O) ありがとうございました。

川上ダム建設計画の規模変更についての提案 2005.10.28.

	ダム規模	治水	利水	問題点
原計画 850億	総貯水容量 33,000千 m^3 提高 91m	岩倉峡開削を前提 木津川・淀川の洪水調節 島原計画高水量 4,500 m^3/s	西宮市 0.211 m^3/s 47億 奈良県 0.3 m^3/s 66億 三重県 0.6 m^3/s 135億	ダム建設に伴う自然環境諸問題 活断層等地質上の不安と疑問 附帯工事の自然破壊・残土処分方法
↓	↓	↓	↓	↓
現時点 確定 (数字は推定)	規模縮小 総貯水容量 20,800千 m^3 提高 50m	岩倉峡は当初開削でない 上野地区浸水対策 計画高水量の求め方に疑問	三重県 0.3 m^3/s (西宮市・奈良県は撤退の意向) 負担金未定・奈良県と同 として 66億	ダム建設に伴う上記諸問 題 検討中未解決多し。
↓	↓	↓	↓	↓
変更提案 -①	治水専用ダム とする。 遊水池として 計画変更する。 ただし、 自然調整域による第Ⅱ 堰堤と同一別紙参照	上野地区浸水対策 ダム+遊水池+河川整備 問題点 ・岩倉峡の疎通能力 基本高水量の求め方。 ・1/10エリアでのダムの 有効性。	利水を切離す。 三川の源流域に おいて豊かな水源の 供給に恵まれている伊賀 市において、66~135億も お金をかけてまでダム から水源を求める必要は ない。 自己水源の確保に努 めるべきである。	治水目的のみであれば、常時 貯水を必要とせず、 遊水池とするならば 自然環境諸問題等は 発生しない。 さらに自然環境の再生 や景観の修復などにより 地域活性化の施策を創出 出来る。
↓	↓	↓	↓	↓
変更提案 -②	ダム不甲 ダム予定地を森林公 園等に自然環境整備	上野地区浸水対策 遊水池+河川整備 岩倉峡を開削せずに 浸水対策を行う。		

流域委員会 提言

ダムは自然環境に及ぼす
影響が大きいなどのため、
原則として建設しないもの
とし考えるすべての実行可
能な代替案のもとで、……
……勝……

自己水源・貯水池の確保

今までの地方自治体における
水需要対策についてダム計画
に依存することへの警告を発
し、今後は各自治体において自
解決をする方法としての事例を
示す。と述べ、一極集中型の都市
の無節操な開発を抑制し
自らが保持する能力と機能に
基づく良好な環境の都市形成
に寄与ものである。

667 小原義弘氏
川上ダム計画変更提案について。

遊水地とする提案 - ①

050830

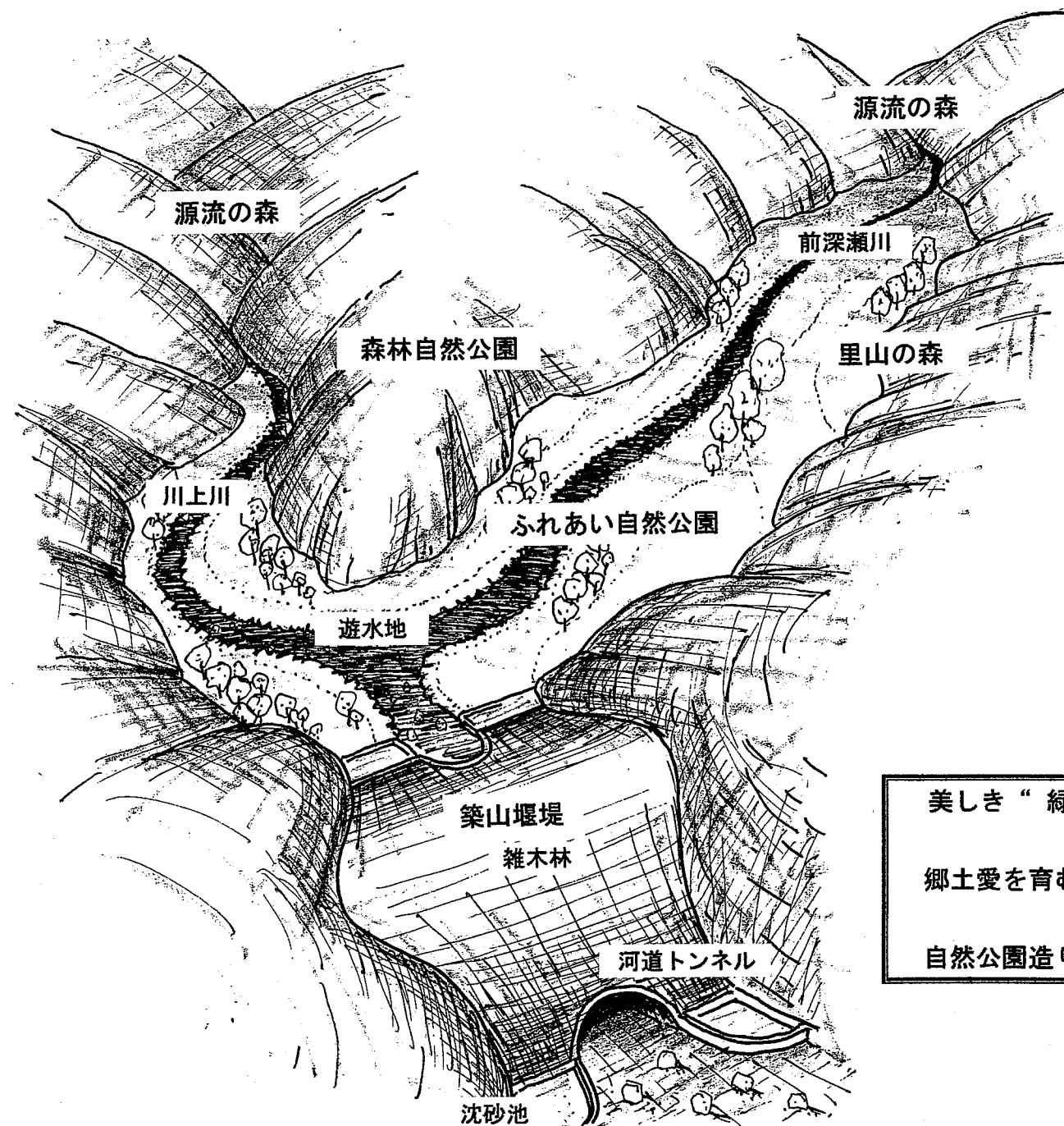
- 川上ダムは、
1. すでに利水目的を失っている。
 2. 治水目的のみであれば貯水機能は不用。
 3. 上野地区治水対策のための「遊水地」として計画変更。

提案事由

1. 源流としてあるべき環境整備 …… 遊水地での洪水調整機能は数10年に1回と思われ、るので水没を考慮して上で源流の水源涵養林などの自然環境を再生・整備する。
2. 景観の修復 …… イン堤などのコンクリート製人工構築物は築山・植林などの工夫をほどこし景観の修復に努める。
3. 洪水調整機能 …… ダム予定地を遊水地にする事で最大の洪水調整機能が発揮される。
4. 工事の促進性 …… ダム建設計画の準備が進んでおり問題がほとんど無い。
5. 建設コストの低減 …… 現計画ダムの規模より縮小出来る。かつ築山構築に当っては、現仮置残工を利用出来、コスト低減が可能である。
6. 自然環境問題 …… ダム建設における自然環境問題がまったく発生しない。オオカ、オオサンショウオなどへの影響が無くなる。
7. 地域活性化 …… 21世紀を見つめる子供達のために、本物の自然とのふれあいを楽しめる、自然資産を創出する。を基に行政と住民が一体となった活性化プランを策定実行する。
8. 今後の検討と課題 …… 移転住民の感情と理解
〈自然公園と地域活性化プラン-住民参加〉
洪水調整容量の正確な把握。
基本高水量、定倉峡の流水量と
開きやすさは都府開きの可能性

提案 - ②

流域委員会の提言〈今後原則としてダムは造らない〉を前提にした ダム予定地の 自然公園 案にて公園の内容及実施に向けた提言は前記 提案-①と同様である。



遊水地・築山堰堤イメージ図

美しき“緑と水”の再生と
郷土愛を育む一住民参加による
自然公園造り事業の創生。

洪水対策と＜源流の森とふれあいの空間の創造＞の提案

目的：ダム湖予定地を、治水目的とした遊水地として計画する。

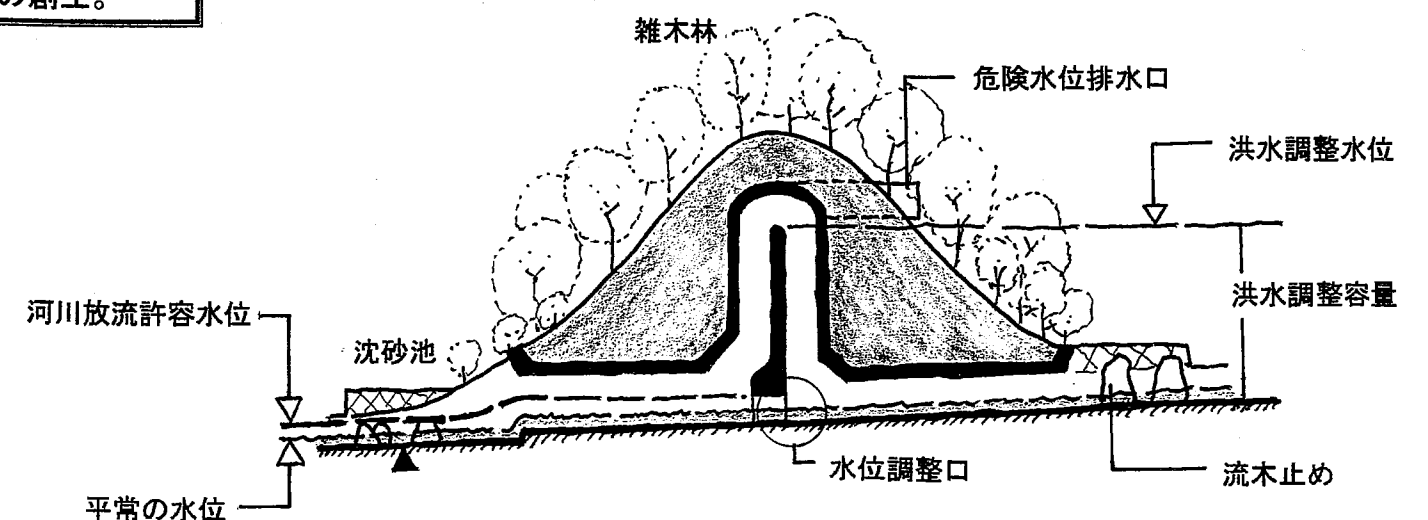
遊水地は洪水調整機能のほかに緑豊かな自然環境を再現し育成はかると共に水源涵養の森としての機能を維持する。および森林と河川のふれあいレクリエーションの利用に寄与する。

概要：環境と景観を配慮した築山堰堤を構築する。
構築にあたっては、現在実施中の県道—青山・松阪線付替工事において発生した残土を利用する。築山に自然林を再現する。

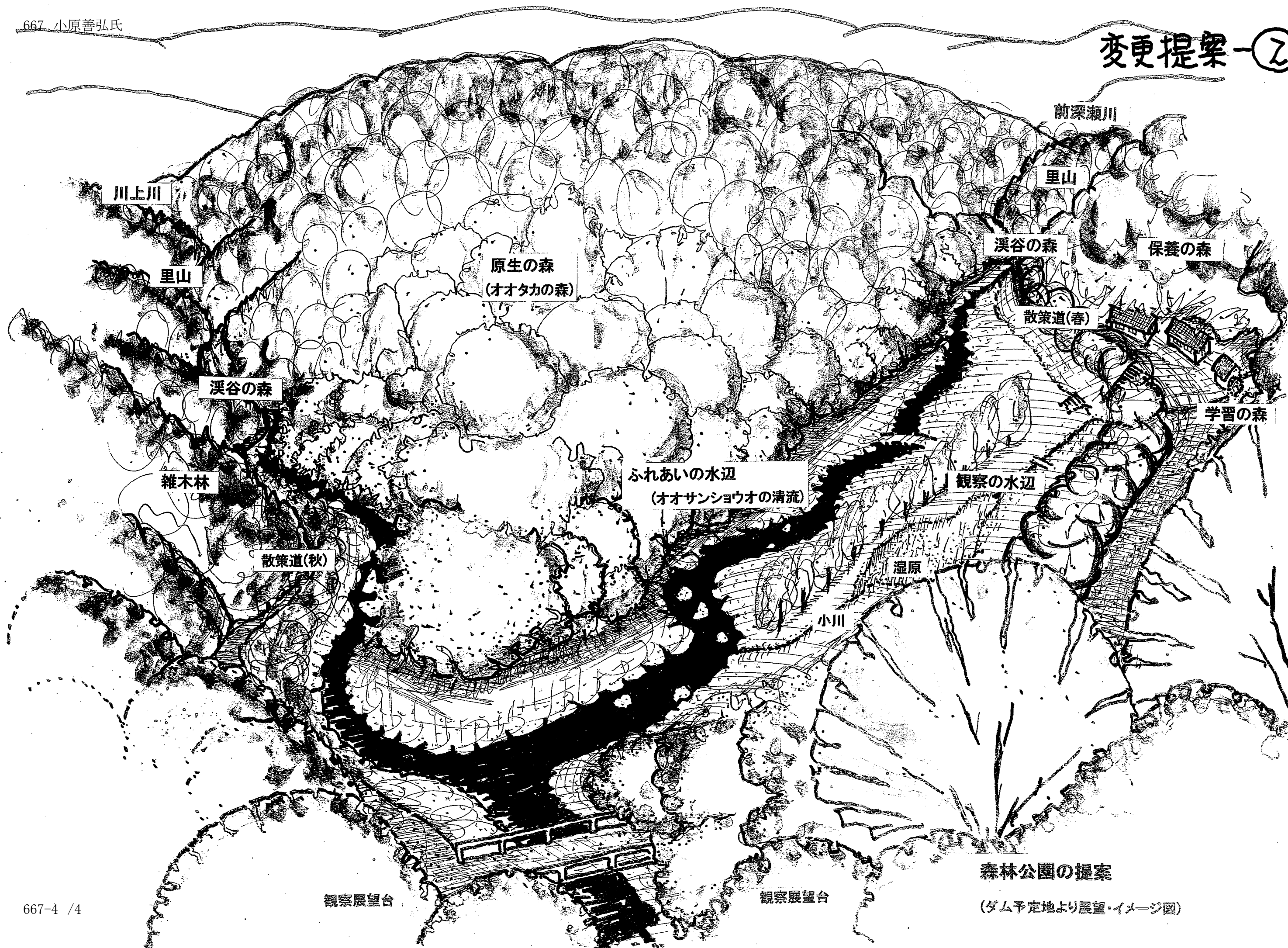
築山堰堤を貫通する河道トンネルを設け川の流れを確保する。

河道トンネル内にて、川の自然放流特性による自然調整方式によって洪水調整を行う。

この方式は、上流から流下してくる土砂を流れといっしょに下流に排砂することが出来る。また魚類も上流に遡上することが可能であり現状の自然な流れを維持することができる。そのほかこの構造は、洪水調整湛水時における枯葉や流木などの流下物を下流に流出を防止する機能がある。



築山堰堤 断面



意 見 書

淀川水系流域委員会 様

私は、今審議されています「川上ダム建設計画」に関し下記の理由で賛成します・
委員会で審議され国交省に提出される意見書には「川上ダム本体工事早期着手」と明記されますよう要望します。

平成17年10月14日

住所 三重県伊賀市

氏名 稲 岡 真 治

記

すでに水没地の住民移転も完了している。

旧川上の放置されてある姿は旧住民の気持ちを無視している。

ダム予定地上流地域の住民もダム建設を期待している。

ダム建設に伴う付け替え県道青山松阪線・青山美杉線の早期完成を願望されている。

ダム建設は地球温暖化により昨年今年と全国的に発生した集中豪雨が今後も発生の恐れがあるかもしれないため、下流地域の治水面においても最重要である。

平成17年10月17日

淀川水系流域委員会 様

上野遊水地連絡協議会副会長

小田町住民自治協議会会長

佐 治 行 雄

川上ダムの早期着工について

先日の意見交換会でも懇願させていただきましたが、過去に百回、二百回いや数え切れない大洪水の被害を被って来た我々の地区は、どの家も三代も四代も前から苦しみぬいて生きて来ました。

農家は、度重なる水害により、畑の収穫も皆無、稲作にとって一番大事な出穂期に当たると米の収穫も皆無と、農家にとって丹精こめて育てた作物の収穫が無いほど惨めな事はありません。その上、耕作地の復旧作業など口では言い尽くせない苦勞の連続でした。

これも岩倉峡が堰になり逆流し、氾濫して大洪水となる。我々は祖父の時代からこの惨状を国に訴え続けて来ました。事ここに至っては、もはや天災ではなく人災です。岩倉峡の開削が出来ないのならば、なぜもっと早く対策を考えていただけないのか。長い間、これほどの被害を受けている者を見殺しにするのか。私が、まだ二十歳前だったと記憶しておりますが、大戸川東の国道163号の堤防三角地にたまりかねた農民が集合し、岩倉峡開削総決起大会を決行、当時地元出身の建設省官僚が通るのを待ち、雨の中、むしろ旗を立てて抗議行動に出た事もありました。

当時、苦勞した先輩たちも老いて少なくなりました。子孫のためにも一刻も早く解決の道筋をつけておきたい。環境も大事でしょうが、我々は命がけです。

流域委員会の皆様方、我々の地区を、そして住民を見捨てないでいただきたい。どうかよろしくお願い致します。

川上ダム建設に対する意見書

川上ダム建設の是非について論議が行われ、建設に反対という論議がされていることに
対し、憤りを覚えると共に非常に残念な思いで一杯です。先祖代々から守り続けてきた安
住の地である故郷を断腸の思いで後にしてきた私たちには過酷で、また、悩み続けてきた
この40年近い歳月は一体何だったのだろうか、と思い悩む日々が続いています。

約40年前に降って湧いたようなダム建設の話に「なぜ、川上なのか。」「先祖代々の
安住の地から出なければならない。」「生活設計・生活再建は。」など眠れない不安な毎日
が続きました。笑い声が絶えなかった家族団欒の場がその時を境に重苦しいものになっ
ていったのです。当時は、主に農林業中心の生活で、生産の場を奪われることは農林業以
外の職業に従事したこともない年齢を重ねた親には、生活再建に向けて別の職業に就くこ
となど、さらに不安を大きくしました。

寝ても覚めても『ダム』という二文字に怯え悩み涙する中で、苦渋の決断をせざるを得
なかったのです。眠れない日々が続きました。ダム建設に向けての事業が開始され、住み
慣れた我が家・故郷を後にしました。先祖から受け継いだ尊い土地です。移転の際は、こ
れまでの生活や命を支えてくれた土地への感謝と先祖への申し訳なさで一杯でした。また、
深い眠りにについている先祖の眠りを覚ます「墓の掘り起こし」も行いました。

断腸の思いで移転を決め、移転地での生活再建も始まっています。区民の多くは、「ま
だ以前の家やら田（畑）の夢しか見やへんわ。」と目に涙を浮かべながら話します。故郷
も草丈が伸び、見るに忍びません。車で通るだけでも、工事が遅々として進まず荒れ果て
ていく故郷の姿に涙が出てきます。40年近いこれまでの苦労は一体何だったのでしょうか。
心身も含め莫大な犠牲を払ったことは言うまでもありません。

最近の気象の変化には驚くばかりです。夏の猛暑や集中豪雨による洪水や斜面の崩壊、
土石流などが各地で起こっています。ダム建設予定地は京阪神の上流であり上野地区（洪
水に悩まされてきた地域）の上流でもあります。そして、地理的に青山の中心であること
で利水・治水など人的な意味においても大切なダムであると思います。

何卒、私たちの心境もお察しいただき、1日も早くダム建設に着工していただきますこ
とを願っております。

伊賀市

川上正彰

川上ダムに関する意見書

10月17日

淀川流域委員会の皆様へ

どうか折っ合いを一番に考えて下さい。私も淀川の最上流に暮らす者として川は全てつながっています。ダム内題により人々が分裂しないよう色々な想いをどうか可能を限りひとつにまとめて下さい。国はいつの時代も上からの一方的な押し付けと決めつけでした。成田空港しかり原発しかり、そしてダムもしかり、色々と世にも仲良く暮らして来た村に人々になんの相談もなく突然決め付けた話を持ってくる。大金が目の前にちらつく、今まで助け合い平をとり合ってきた隣隣同士が適対しケンカし憎み合う。話しを下つて来た役所は高見の見物、下々の人々は苦しみ泣きをどうしてか、なんでこんな目に合うのかとあの仲がよかった頃を思い出しては咽び泣く日々。こんな日が40年です。40年間川上地区の人々はダム一色で生きて来たんです。なぐり合いも何度もありました。そして40年目にやっと苦渋の決断をしたんです。たかが紙切れ一枚にサインをするというその重みはあなた方にはわからないでしょう。道路もダムが出来たらと40年改修されませんでした。対抗もできない夏は単下道が見えない雨が降れば石が落ちてくるそれでも我まんしろと言われ続けて来た地え互の気持ちもどうか考えて下さい。正直ダムは必要ないかもしれないそれでも科学的だけでなくデーターだけではなく、人々の感情と40年という長世間の時をどうか想って下さい。そしてせめて川上地区があつた地域だけは水没させておける規模のため池をつくらして下さい。能くとも一日も早い完成と道路の完成はこの地に生まれ生きていく私達の願いです。どうか日本の心「大和」和と調和、自然と人々の和を願い、円満解決祈願

意見書

淀川水系流域委員会様

川上ダム 早期の完成と

昭和25年 川上ダム 調査が初まり 45年が経過致はた
 不達上流住民の生活道路である県道青山松阪線についで
 ダムが出来るとの理由で何れも改修もされず 今尚対向も
 出来ず道路を毎日利用しております。今日このような道路が
 どこにあるでしょうか？ 山不木はすでに伐採され岩肌が
 剥き出し今にも崩れ落ちそうで又時々岩石の落があり事故との
 隣り合せて毎日利用している状況である。又山不木、田火田
 川上地区の跡地も荒野と化し無残な姿になり不達毎日
 その景を見なくてはなりません。大変辛い気持ちであります。
 又移転された川上地区の皆さんのためにも 又不達上流住民
 の気持ちを理解していただきたい。とにかく、一日でも早く
 ダム本体工事に着手をしていただき 道路の付替も一日でも
 早く完成を願うところです。又、不達の子供にも受け継いで
 行けるよう 一日でも早くダムの完成を強く要望致します。

2005年10月18日

伊賀市

意見具申者

山中義行

『それでも活断層は存在している！！』

＝川上ダム直近の大断層帯＝

’05.10.18

自然愛・環境問題研究所
総括研究員 浅野 隆彦

昨年 8 月 31 日、『川上ダムは安全か』と題する意見書を発表した。又、改訂 2 版を「伊賀・水と緑を考える会」学習会用として同年 10 月に発表したのだが、何故か 11 月、木津川上流河川事務所での「集中論議」の時、水資源機構職員が改訂 2 版を携行して来た。会員外に配布していないのに、どうして入手したのか不思議に思ったものであった。

昨年 9 月来から流域委員会、ダム WG 会議などで、『水資源機構自身の調査で、右岸鞍部から原石山を通る新しい活断層が見つかった。これをキチンと公開トレンチ調査などで調べて貰いたい。(要旨)』と要望していた。

この要望に対し、今年 2 月に回答をホームページ上に発表したとし、4 月 27 日に私がコピーを受取り、内容を知るようになった。勿論、全く納得のいかない説明であり、反論であった。これに対し、現在、私の反論を含む改訂 3 版『川上ダムは安全か』を執筆中であり、詳細は今年 11 月中に見て戴くことになろうかと思うが、ここでは右岸鞍部の 2 つの活断層と原石山を縦断する活断層（これは右岸鞍部での断層 F2 の延長部）の証拠を紹介するに留める。

〈資料 1 右岸鞍部地質平面図〉を参照されたい。断層 F 1 が左上に描かれている。破線部部分は推定線であるが、真中辺に実寸で 5～6m の実線が引かれている。➡ の先から先の間、この実線部分は露頭断層及び調査確認断層を示しているのである。そして、3m 以上、tL（崖錐堆積物）を切っている表示となっている。右下に断層 F 2 が描かれ、➡ の先から先の間も同じく実線表示で、tL（崖錐堆積物）を切っている。(P-13) の写真が撮られており、露頭断層 N24° E86° E が表われているのだ。

tL（崖錐堆積物）は完新世の産物であり、1 万年前以降に出来たものと見られている。これを切っているからには、この断層は、どう古く見積もっても 1 万年前以降に変位、活動したことになるのである。私はこの事実と、〈資料 3 解析〉「3.3 地質構造」に示されているように、ボーリング調査と露頭観察により北北東－南南西方向に断層が推定されている（新しい断層）のが、文中にもあるように（これは(P-13)に映っている N24° E86° E）幅 15cm 間は軟質な粘土となっていることと、〈資料 4 ボーリング柱状図 GG-4〉にあるように、深さ 31～32m に存在している断層粘土が、指で押すと凹む位軟らかいものであったこととを合せ、『産まれてホヤホヤ、2,000 年前以降の活断層である。』と指摘して来たのである。

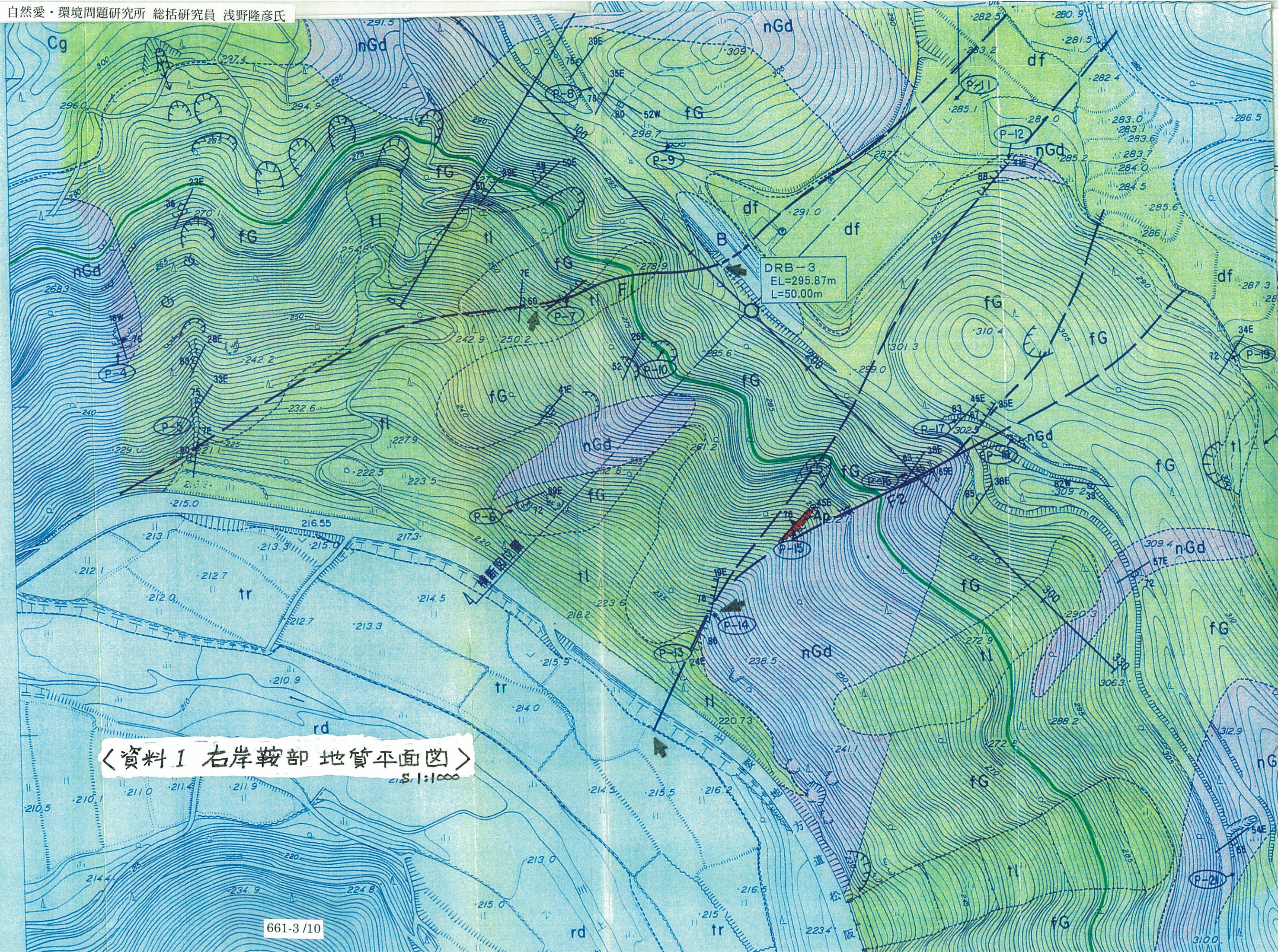
断層粘土（断層ガウジと専門家は称している）は断層変位の時、岩盤が急激に割れ破碎され、圧縮や摩擦により微粉末状になった断層部分に破碎帯を通して地下水や雨が浸透し、ほどなくスライム化や粘土化が始まる。微粉末状鉱物は、水を吸収し易いし、重力でスライム部分の水は他に移動する。段々と断層内は粘土化が完成するのである。

断層ガウジは再活動がなく、数万年も経過すると重力や地温、化学変化などにより固結して来る。圧縮の強い深部では緑泥石などに石化するのも早いと見られている。

断層ガウジが軟質であることは、その断層が活動した後、長年月が経過していないことを物語っており、新しい地表の崖錐堆積物を切っていることで、上記の指摘を行ない『キチンとした公開調査の上、報告すること』を要望したのに、水資源機構は、それを避け、机上の「考察」なるもので「お茶を濁す」に止まる回答をしている。『ダム建設がゴーになり予算が下りて来たら、チャンと地質調査の追加でやります。』と言ったりもしているが、「活断層の存在を認めてしまえば、ダム建設は全く頓挫する」のを恐れ、このままウヤムヤで過し、切り抜けようとしていると思われる。

〈資料2 原石山地質平面図〉では、この断層を境に地質の食い違いが生じており、右横ずれの変位であることがわかる。又、この付近は逆断層的な地形を示している。これも新しい地質時代を示す断層の動態なのである。

〈川上ダム周辺活断層図〉は、これ迄の水資源機構の地質調査資料全てを読み、私なりの解析と地形上の判断から推定した活断層のみの概略図である。



<資料 1 の 1 の 1>

5. 総合解析

5.1 右岸鞍部の地質・地下水性状

今回の弾性波探査・地表地質踏査結果と既往のボーリング調査結果及びダムサイト周辺の地質解析結果とを総合的に考察し以下に述べる。

(1) 地質構成

地表地質踏査ならびに既往ボーリング調査結果によれば、基盤岩岩種の分布割合として、片麻状花崗閃緑岩 (nGd) より、細粒花崗岩 (fG) の分布が多くなっており、その境界面の構造は、既往のダムサイト地質解析によれば、走向が東～西方向で、傾斜が南へ $20^{\circ} \sim 40^{\circ}$ ということであり、それに従って、地質縦断面図・地質横断面図に示した。

しかしながら地表踏査結果では、このような接触部が確認される機会が少なく、片麻状花崗閃緑岩 (nGd) と細粒花崗岩 (fG) との境界が小断層で接している場合が多く見られ、一部ドーム状に細粒花崗岩 (fG) が進入した構造も見られた。したがって、(nGd) と (fG) との関係は、不規則な箇所も多く見られるのではないかと考えられる。

弾性波探査測線を配置した尾根部より北東方へ 80m ～ 160m 離れた沢部には、最大層厚 4 ～ 5m と推定される透水性の高い砂礫を主体とする土石流・溪流堆積物が幅 20m ～ 50m の規模で分布している。

当該鞍部地区で見られる断層については、2箇所考えられる。

断層 F1 は、地表露頭において弾性波探査測線距離程 130m 南西 40m 付近に見られるもので、破碎幅 40cm 以上で走向・傾斜が $N55^{\circ} E, 51^{\circ} N$ を示す。

弾性波探査の結果、 $V_p=4.4\text{km/s}$ 層上面にて距離程 85m ～ 110m 区間で検出された低速度帯との関係を検討すると、測線距離程 100m 付近の細粒花崗岩 (fG) 露頭にて、走向 $N30^{\circ} \sim 50^{\circ} E$ 、北西へ $50^{\circ} \sim 70^{\circ}$ 傾斜した節理面が多く発達していることから、地表部では測線距離程 120m ～ 140m 区間付近に走向が北東～南西で、北西へ 50° 程度傾斜したキレツの多いゾーン（破碎部）の存在が推定され、前述の地表で見られる断層 F1 は幅 15m ～ 20m の破碎部本体からの分岐断層あるいは随伴断層と考えられる。

そして、北東側への延長部は、昭和 55 年度に実施された弾性波探査測線 D の

〈資料1の1の2〉

終点端部付近を通過するものと推定される。

断層 F2 は、弾性波探査測線距離程 225m ～ 250m の低速度帯部に推定されるもので、地表踏査では、断層面の走向が $N20^{\circ} \sim 40^{\circ} E$ 、傾斜が 90° に近い高角度のものと、走向が $N40^{\circ} \sim 60^{\circ} E$ 、傾斜が北西へ $45^{\circ} \sim 65^{\circ}$ のものとが相当している。したがって、これらの両系統のものが複合したキレツの多いゾーン（破碎部）ではないかと考えられる。

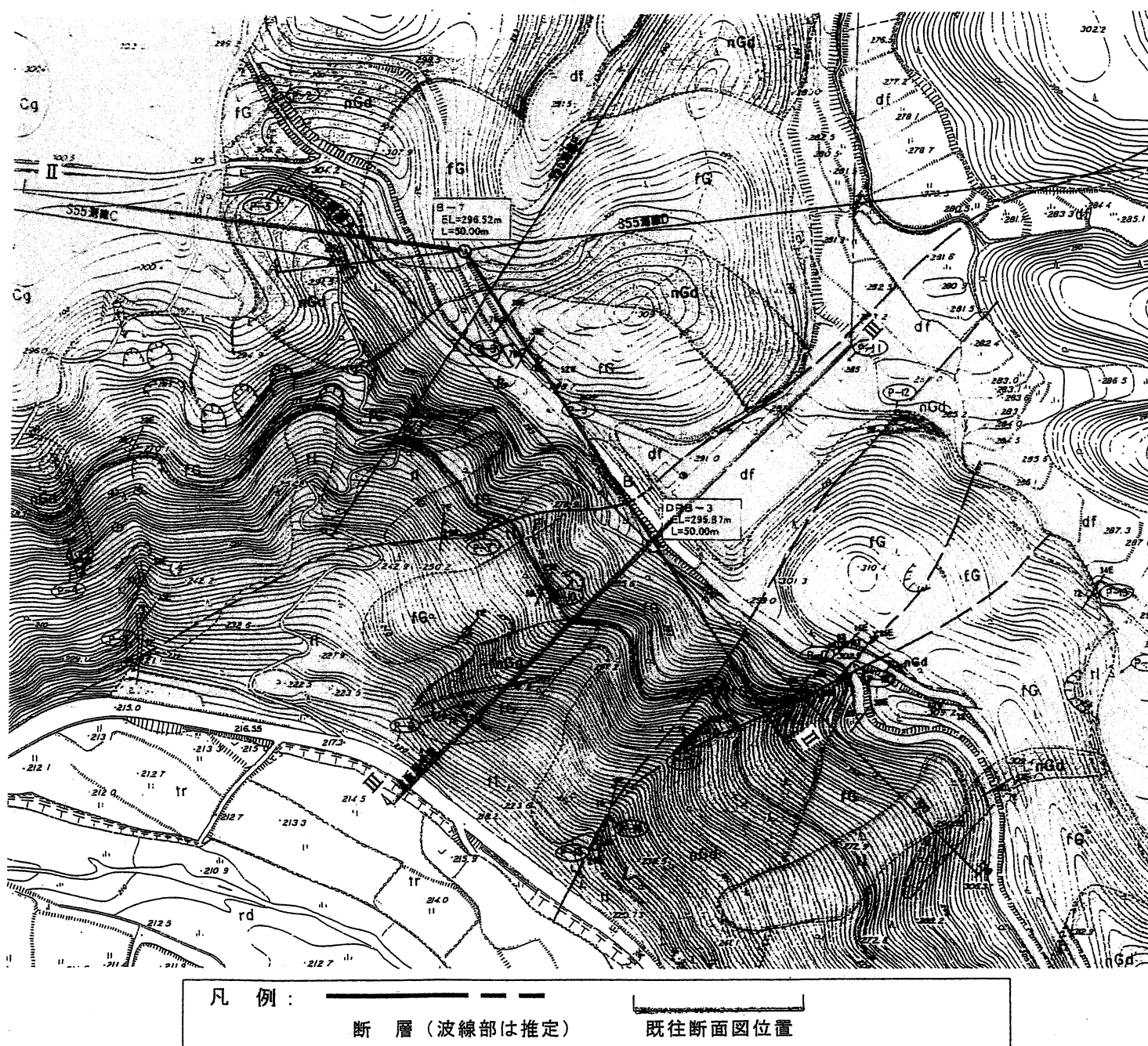


図 5.1.1 右岸鞍部の地質図

<資料1の1の3>

(2) 電気探査結果

○低比抵抗ゾーンの分布

電気探査は、右岸鞍部に推定される断層の走向・傾斜を把握する目的で実施した。従って、ここではまず、解析結果で現れた低比抵抗ゾーンに着目して結果をまとめる。図 5.2.3「二次元比抵抗探査断面図」を示す。

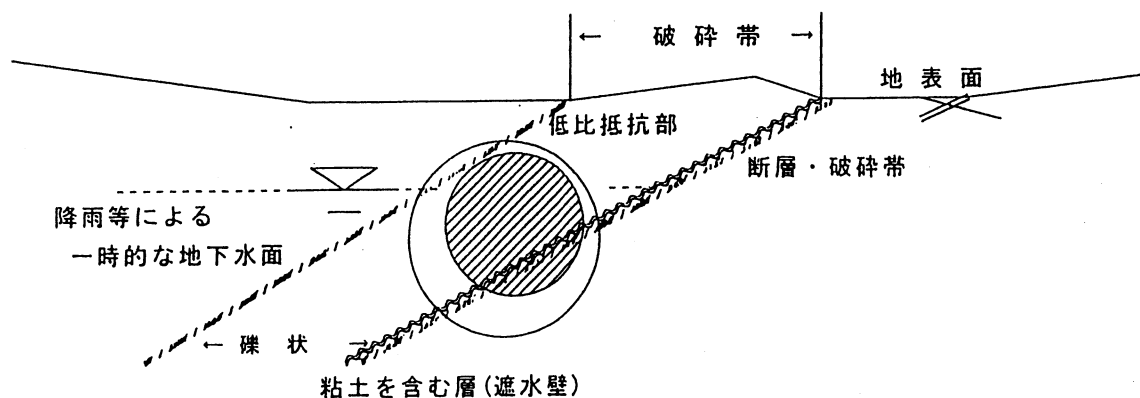
これによれば、断層もしくは破砕帯と推定される低比抵抗ゾーンは、5箇所では解析された。比抵抗コンターの分布形状から、解析された断層・破砕帯の傾斜方向を推定して、図 5.2.3 に示し、表 5.2.3 に「電気探査結果から予想される断層・破砕帯の位置」として整理した。

なお、断層・破砕帯を推定するに際しては、次の点に留意した。

「一般に断層や破砕帯は粘土を含んでいると考えられ、地下においてはこの粘土を含む層が遮水壁となって、地下水を遮断していることが考えられる。よって、低比抵抗ゾーンは、図 5.2.2 に示すように、断層や破砕帯の上側に分布していることが予想される。」

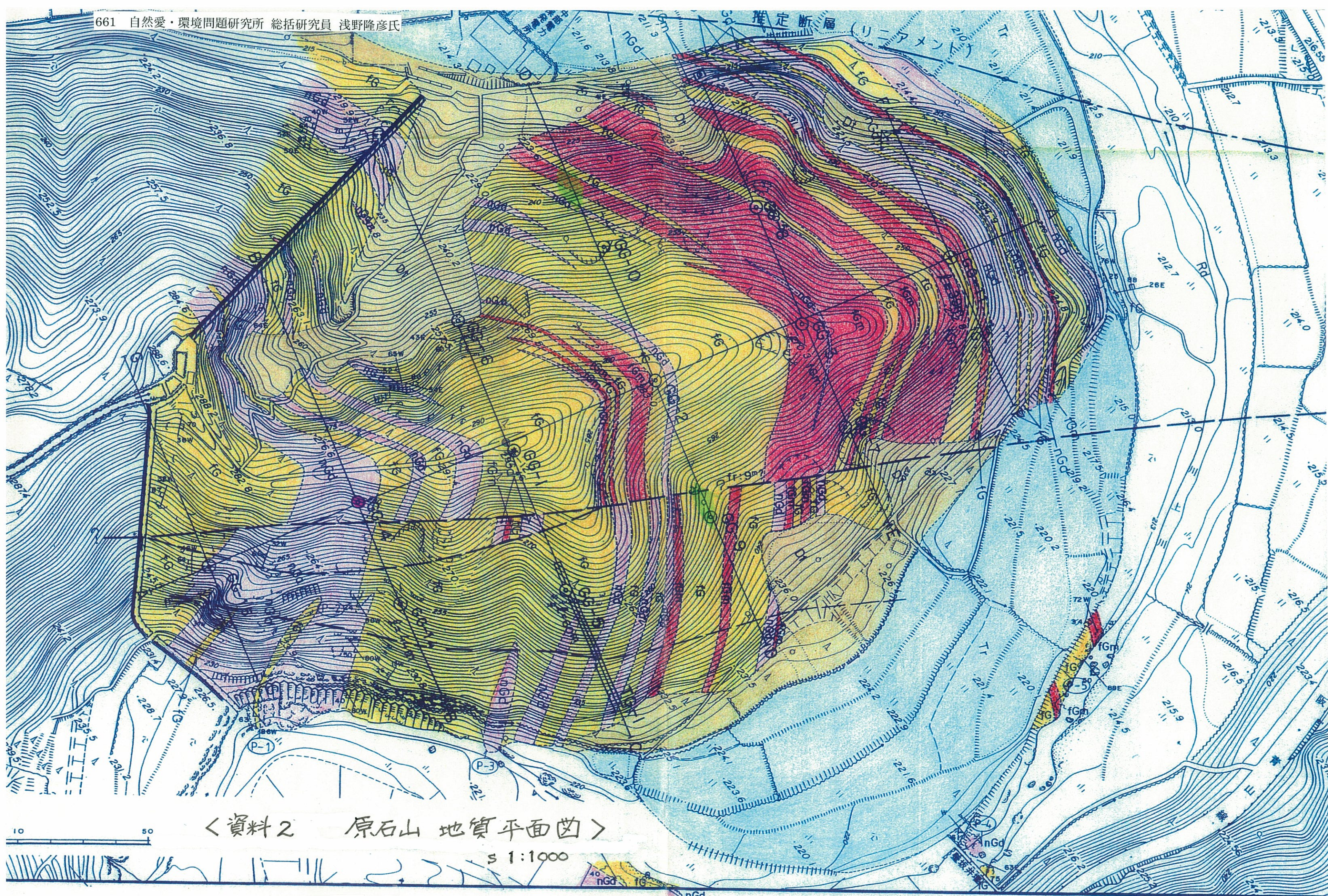
表 5.2.3 電気探査結果から予想される断層・破砕帯の位置

	測線距離 測点(m)	標高 (m)	推定される傾斜方向など
E1	20 ~ 24	280	北西方へ 50° 幅 4m
E2	110 ~ 130	280	北西方へ 50° 幅 20m 特に測点 120 ~ 130m は破砕度大
E3	145 ~ 150	285	北西方へ 50° 幅 5m
E4	220 ~ 223	285	南東方へ 85° か鉛直 幅 3m
E5	240 ~ 248	280	北西方へ 60° 幅 8m



『粘土を含む層に地下水が遮断され、礫状を示す破砕部に地下水が一時的に貯留されやすいものと考えられ、その結果低比抵抗ゾーンが解析されるものと推定する。』

図 5.2.2 低比抵抗ゾーンの解析例



<資料2 原石山 地質平面図>

1:1000

＜資料3 解析＞

「3. 3 地質構造」

調査地周辺には、いくつかの活断層が知られており、いずれも北東－南西の走向と北西傾斜を示す逆断層とされている（図3. 4）。

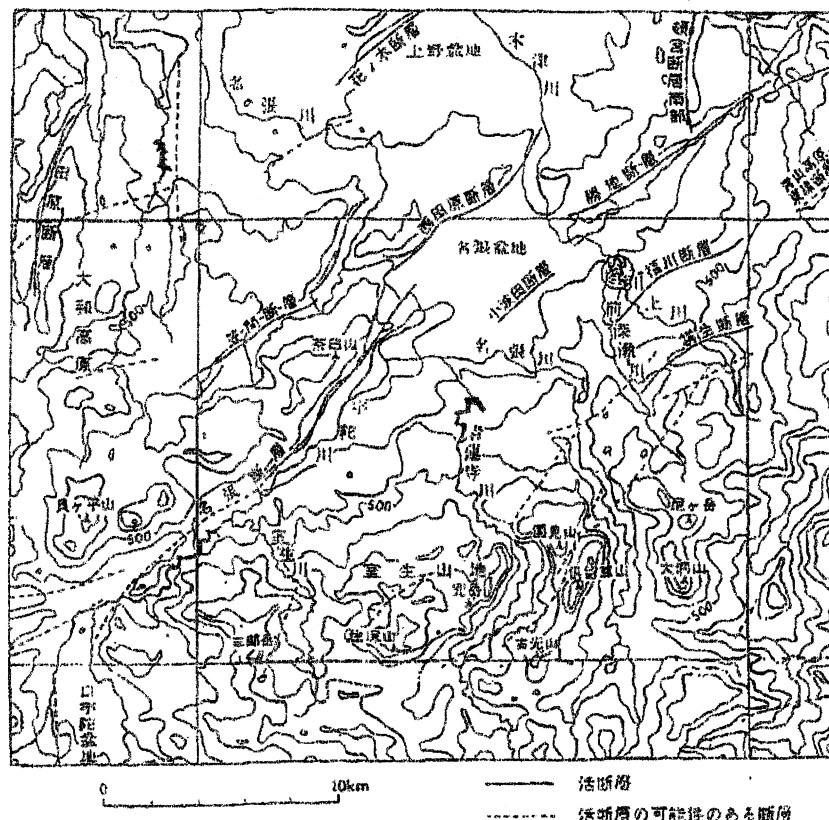


図3. 4 調査地周辺の活断層の分布 ②：調査地
5万分1地質図 名張地城の地質(1998年)地質調査所

上記の断層は調査地から数km以上離れた位置であるが、原石山の尾根に近接して北東－南西方向のリニヤメント（昭和62年度川上ダム貯水池周辺地質踏査）の存在や、ボーリング調査と露頭観察により北北東－南南西方向に断層が推定されている（合流部原石山試錐調査（その3））。

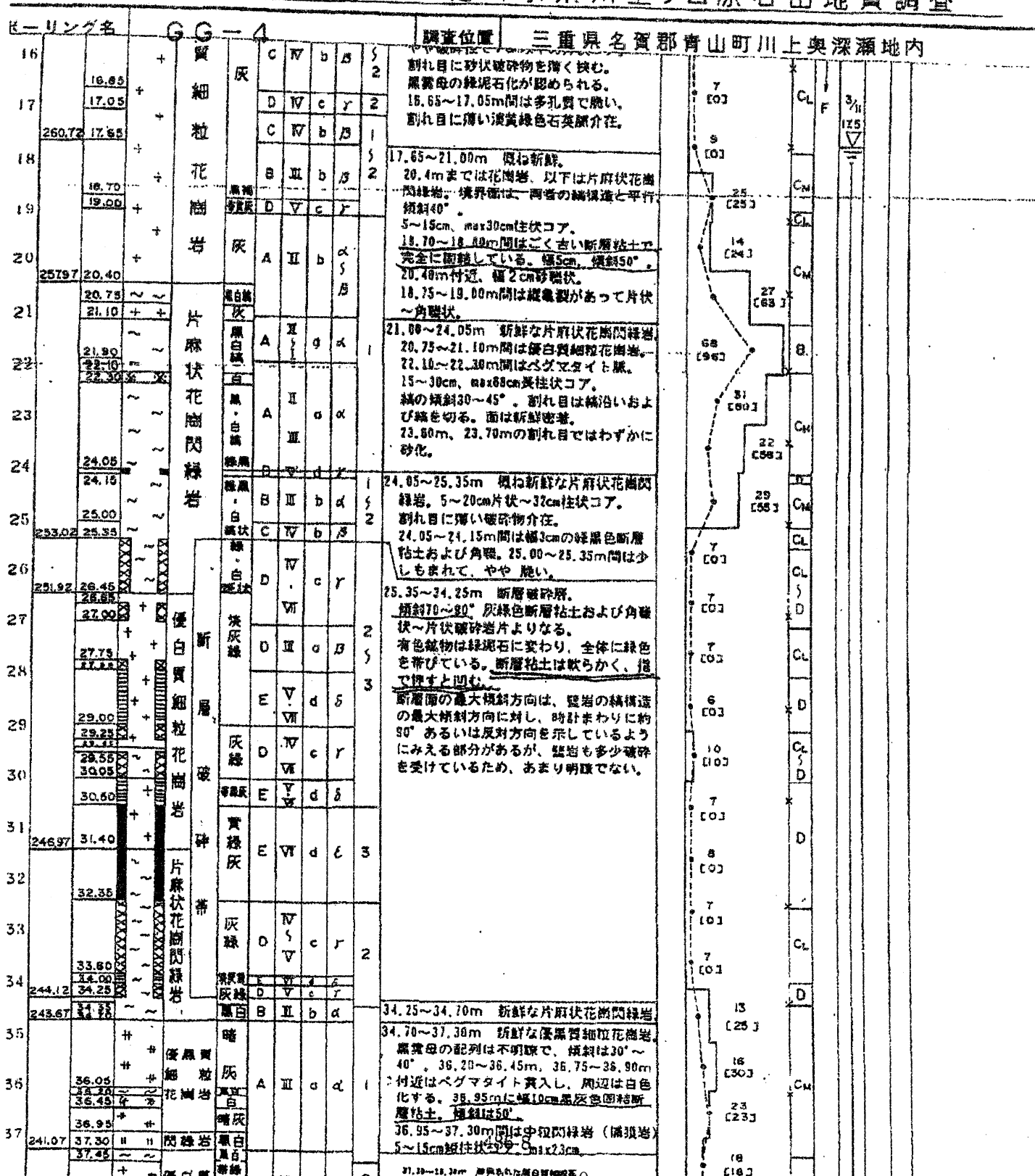
この推定断層は、既存のボーリングGG-4から原石山尾根突端部の東側を通過し、川上川右岸の主要地方道松坂・青山線北側山腹の露頭に連続するものとされている。この露頭では、優白質細粒花崗岩と片麻状花崗閃緑岩の境界部分が、幅50cmにわたり灰白～緑灰色を示すシルト～細砂状の破碎質な性状となっている（P-6）。特に優白質細粒花崗岩との境界部は幅15cm間は軟質な粘土となっている。また、この周囲の岩盤も優白質細粒花崗岩には亀裂が見られるがハンマーにて濁音を発し、片麻状花崗閃緑岩はマサ化の進行が大きい。

この露頭からは破碎幅は不明であるが、ボーリングでは硬質な岩片を途中に挟むものの、破碎幅は約9m程度と推定されている。

<資料4 ボーリング柱状図 GG-4>

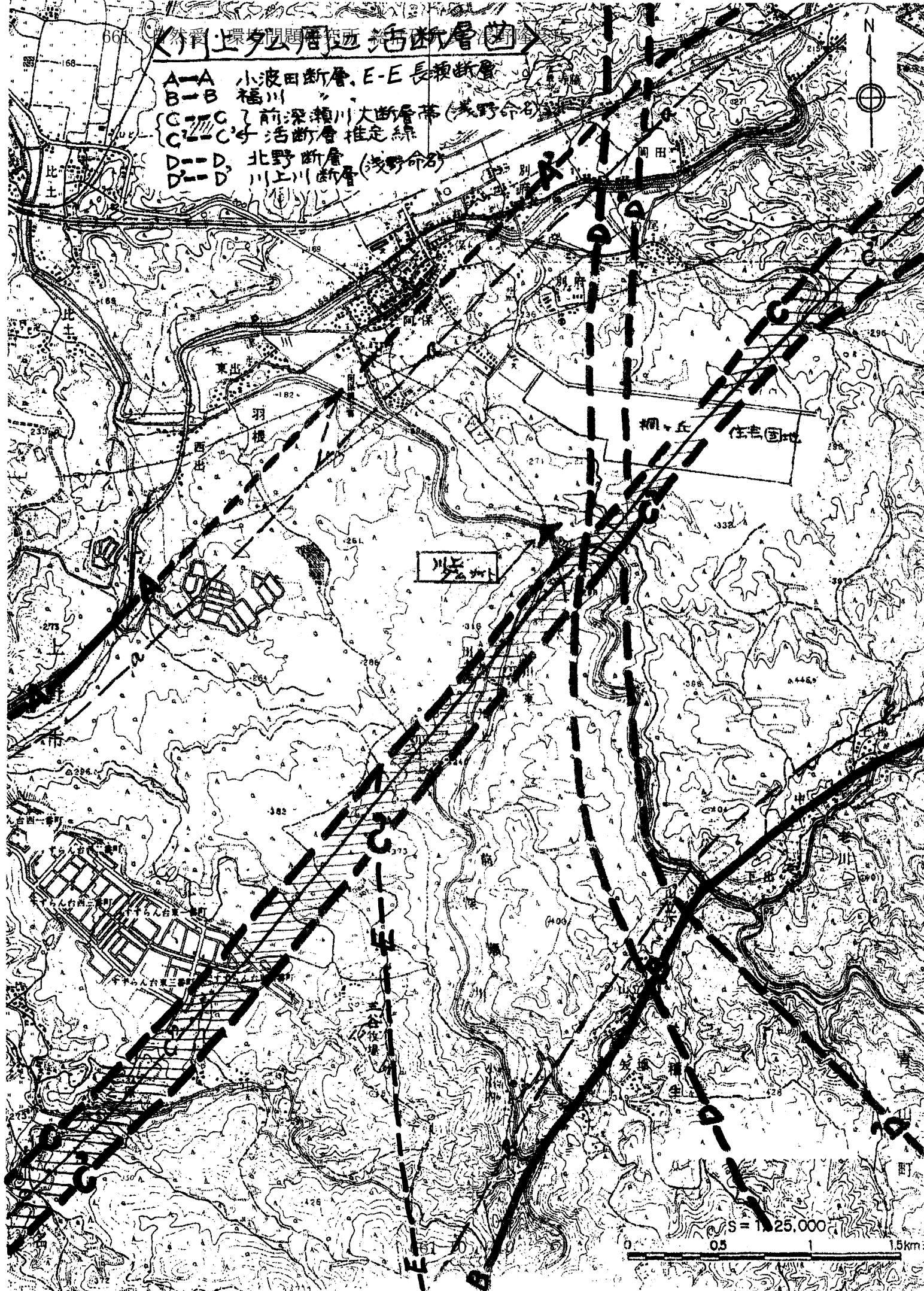
調査名 合流部原石山試錐調査 (その2)

事業・工事名 淀川水系川上ダム原石山地質調査



川上川断層活断層図

- A-A 小波田断層, E-E 長瀬断層
- B-B 福川
- {C-C, C'} 前深瀬川大断層帯 (浅野命名)
- C-C' 活断層推定線
- D-D, D' 北野断層 (浅野命名)
- D''-D'' 川上川断層 (浅野命名)



淀川水系流域委員会様

私は今審議されている川上ダム建設計画について川上ダムの計画内容を早く確定し工事の早期着工を望み意見を具申致します。

意見書

川上ダム水没移転者です先祖と共に移転して早く年々ダム問題にかかわって40年近い年月先祖が苦労し築き上げた生れ育った墳墓の地を治水、利水のため移転を余儀なくした住民に責任を持ってほしい水の希少、有難さを判りていけばこそ協力して来ました。今になって水余り、自然破壊、サンショウ魚、税金の無駄使い等々云われる。昨今我々の苦汁の選抜残念です

平成17年10月15日

三重県伊賀市

重森茂一

私は水没地住居です

30有余年の間に問題に明け暮れし苦渋の
決断をし移転してやがての中止、見直し、
我々の30有余年は何だったのかまったく腹が立た
しく思う。環境問題は否定しませんが
故郷をすべて先祖の墓を改葬した我々の事をどう
思われますか、皆せんも水没者の立場に立たされ
た時どうされますか？

現在、水没地の住居は立ち退きは終りまいだが
山の上には田、山林の残存地があります
耕作、山の平入れに行く道も草に覆われ
通行が出来ない状態ですでに4年がすぎます
荒れはてた故郷を見るのがしんどい。
1日も早く工事着工を望みます

伊賀市

花岡和夫